

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年9月

神戸市人事委員会



神戸市会議長 菅 野 吉 記 様

神 戸 市 長 久 元 喜 造 様

神戸市人事委員会

委員長 芝 原 貴 文

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告

	頁
1 はじめに	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較	2
3 結び	10

別紙第2 勧 告

13

別紙第3 職員の人事管理に関する報告

はじめに	15
1 行政のプロフェッショナルとして市政を担う多様な人材の確保・ 育成とキャリア形成支援	15
2 職務に対する貢献度や職責に応じた人事・給与制度の構築	20
3 働きやすい職場環境づくり	21
4 市民から信頼される神戸市職員	26
おわりに	26

参 考 資 料

参考資料目次	29
第1部 市職員給与等の実態	30
第2部 民間給与等の実態	53
(参考) 人事院勧告・報告の概要	68
(参考) 給与等報告・勧告の手順	70

職員の給与に関する報告

1 はじめに

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、令和 4 年以降、多くの企業において賃金引き上げの動きが見られ、3 年連続で月例給、特別給ともに引き上げとなった。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき本市職員の給与等の実態、市内民間事業所の従業員の給与、その他本市職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

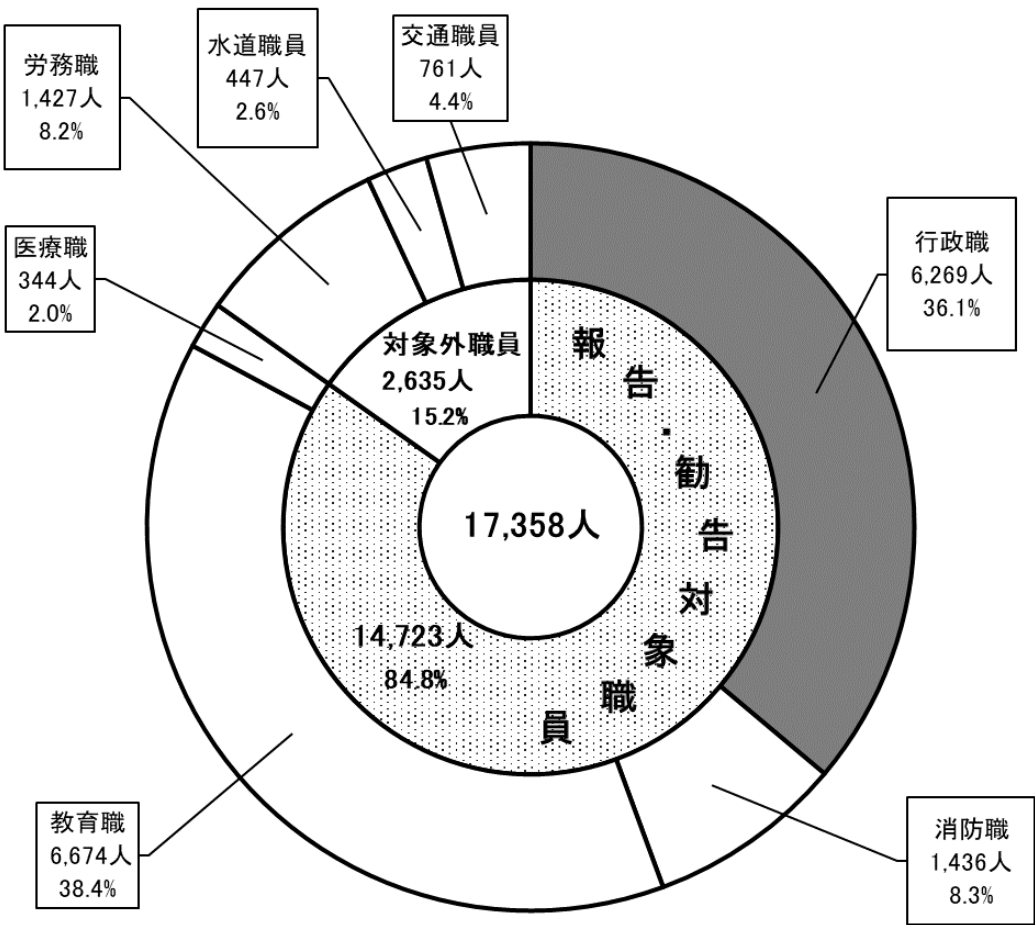
その結果について、次のとおり報告する。

2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

(1) 職員の給与の状況

本委員会は、令和7年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与等実態調査を実施した。調査対象となった職員のうち、勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職（計14,723人）である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p.30、p.31 参照)

勧告対象外職員について

労務職員、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外である。

また、行政職職員から令和7年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,042人で、平均年齢は41.9歳であり、給与の状況は第1表に示すとおりである。

第1表 職員の給与の状況（較差比較対象職員）

項 目		令和7年(2025年)	(参考)令和6年(2024年)
平均給与月額	給 料	344,953円	334,965円
	扶 養 手 当	9,466円	9,155円
	地 域 手 当	44,018円	42,738円
	管 理 職 手 当	12,400円	12,025円
	住居手当等	5,676円	5,697円
	合 計	416,513円	404,580円

(注) 1 給料については、令和3年(2021年)4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

2 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項 目		令和7年(2025年)	(参考)令和6年(2024年)
職 員 数		6,269人	6,457人
平 均 年 齢		41.5歳	41.5歳
平均勤続年数		17.4年	17.6年
平均扶養親族数		0.78人	0.79人
男女別構成比		男性55.4% 女性44.6%	男性55.9% 女性44.1%
学歴別構成	大 学 卒	78.7%	77.8%
	短 大 卒	6.7%	6.6%
	高 校 卒	14.3%	15.2%
	中 学 卒	0.3%	0.4%

（２） 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。（参考資料 p. 53、p. 54 参照）

なお、後記（４）のとおり、本年は比較対象企業規模の見直しを行うことから、令和 7 年の本市職員の給与の比較に用いる市内民間事業所の調査結果は、企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上におけるものとする。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、第 2 表に示すとおり、令和 6 年に比べて大学卒、高校卒ともに減少しているものの、初任給を増額した事業所の割合が最も大きくなっている。

第 2 表 民間における初任給改定の状況

（単位：％）

	増額	据置き	減額
大学卒	65.0（77.2）	35.0（22.8）	0.0（0.0）
高校卒	88.2（90.7）	11.8（9.3）	0.0（0.0）

（注） 1 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を 100 としたときの割合である。

2（ ）内は、令和 6 年の数値である。

3 令和 6 年は企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所、令和 7 年は企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

イ 給与改定の状況

令和 7 年 1 月以降に、ベースアップを実施した事業所の割合は、第 3 表に示すとおり、令和 6 年に比べて係員、課長級ともに増加した。

第 3 表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位：％)

	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	71.3 (60.8)	4.6 (3.8)	1.3 (0.8)	22.8 (34.6)
課長級	61.7 (50.7)	5.2 (4.8)	0.0 (0.0)	33.1 (44.5)

(注) 1 () 内は、令和 6 年の数値である。

2 令和 6 年は企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所、令和 7 年は企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

次に、令和 7 年 1 月以降に、定期昇給を実施した事業所の割合は、第 4 表に示すとおり、令和 6 年に比べて係員、課長級ともに増加している。また、昇給額については、令和 6 年と比べて増額した事業所が減少し、減額した事業所が増加している。

第 4 表 民間における定期昇給の状況

(単位：％)

	定昇制度あり						定昇 制度 なし
	定昇 実施				定昇 停止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	94.4 (92.4)	94.4 (92.4)	35.7 (42.8)	3.4 (0.0)	55.3 (49.6)	0.0 (0.0)	5.6 (7.6)
課長級	82.0 (80.1)	82.0 (80.1)	28.5 (32.3)	3.3 (0.0)	50.2 (47.8)	0.0 (0.0)	18.0 (19.9)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 () 内は、令和 6 年の数値である。

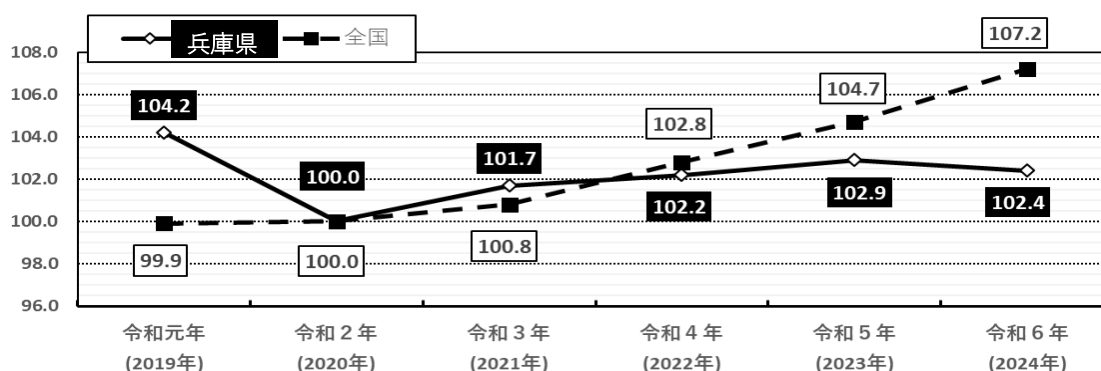
3 令和 6 年は企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所、令和 7 年は企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

(3) 賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(令和2暦年平均=100)は、令和6年平均は兵庫県で102.4と令和5年より0.5ポイント低下している。全国は107.2と令和5年より2.5ポイント上昇している。また、参考までに、令和7年4月においては、兵庫県は108.3で、前年同月(103.2)より5.1ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

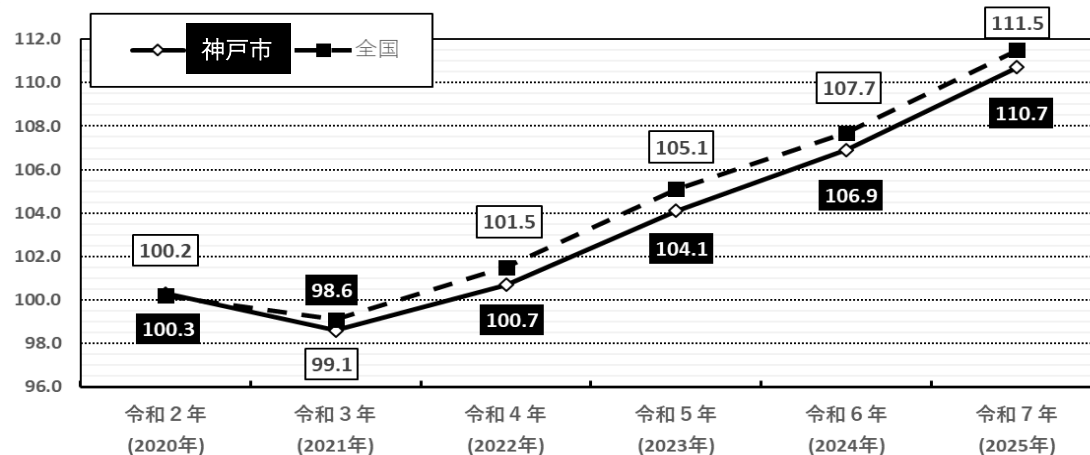


(注) 全国、兵庫県ともに、令和2暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

イ 物価の動向

令和7年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省)は、図3に示すとおり110.7となり、令和6年より3.8ポイント上昇している。

図3 消費者物価指数の推移(各年4月)

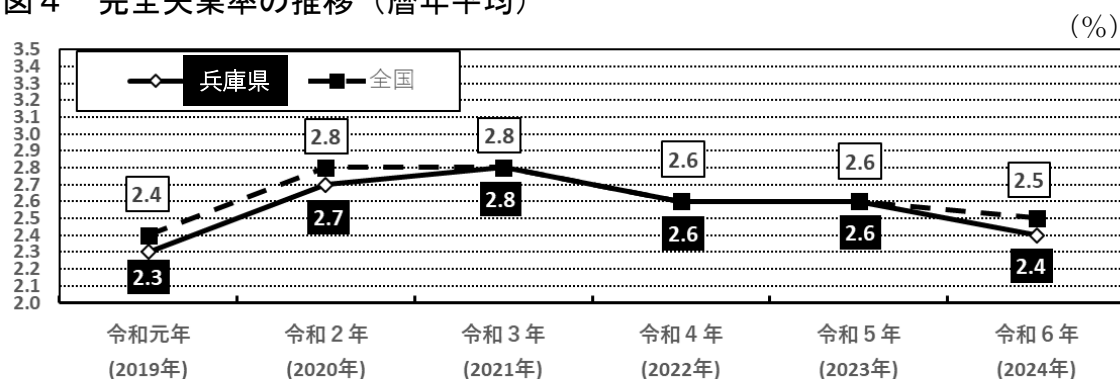


(注) 全国、神戸市ともに、令和2暦年平均を100とした指数である。

ウ 雇用情勢等

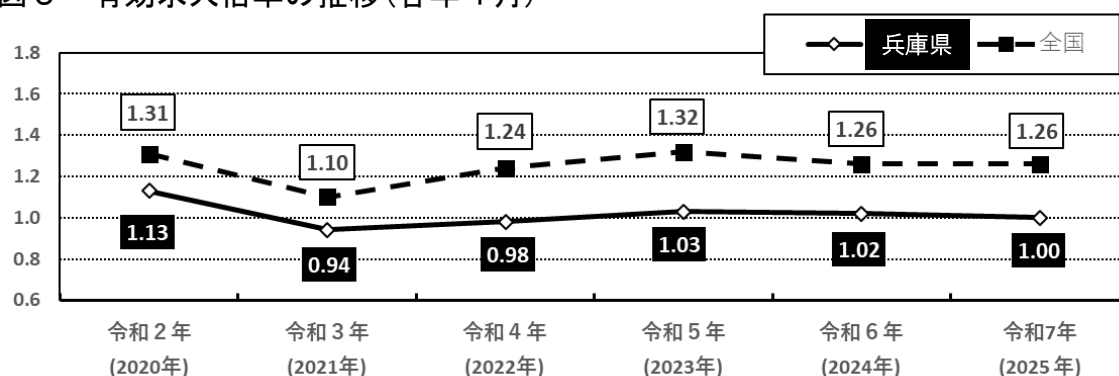
「労働力調査」（総務省）によると、図4に示すとおり、完全失業率は令和4年以降は改善がみられ、令和6年には兵庫県で2.4%、全国で2.5%となり同様に低下している。

図4 完全失業率の推移（暦年平均）



また、「職業安定業務統計（一般職業紹介状況）」（厚生労働省）によると、令和7年4月の兵庫県の有効求人倍率は、図5に示すとおり、1.00倍となり、令和6年より0.02ポイント低下している。

図5 有効求人倍率の推移（各年4月）



（注）有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である（有効求人数／有効求職者数）。全国・兵庫県ともに季節調整値

（４） 比較対象企業規模の見直しについて

人事院においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責をより重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、本年の官民給与の比較から、比較対象企業規模の見直しが行われた。

本市においても、国及び他都市の見直しの状況や総務省通知「人事委員会における公民比較の較差算定等に係る留意点について（令和 7 年 8 月 8 日付総行給第 43 号）」を参考に、比較対象企業規模を 100 人以上とすることとした。

なお、見直し後の民間と公務の各役職段階の対応関係は、参考資料第 9 表に示すとおりである。

（５） 民間給与との比較結果

ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第 5 表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり 12,128 円（2.91%）下回っている。

第 5 表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
428,641 円	416,513 円	12,128 円 (2.91%)

(注) 1 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

2 企業規模の見直しを行わなかった場合は 10,758 円 (2.58%) である。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

令和 6 年 8 月から令和 7 年 7 月までの 1 年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第 6 表に示すとおり、平均所定内給与月額 4.67 月分（令和 6 年度は 4.60 月分）に相当しており、本市職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数（4.60 月）は、民間事業所の支給月数を 0.07 月分下回っている。

第6表 民間における特別給の支給状況

特別給の支給割合	下半期	2. 3 1 月分
	上半期	2. 3 6 月分
年 間		4. 6 7 月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

〈参考〉

本市職員の現行の支給月数

特別給の支給月数	6 月期	2. 3 0 月
	12 月期	2. 3 0 月
年 間		4. 6 0 月

3 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

公民給与の比較にあたって、本年は比較対象企業規模を 50 人から 100 人以上に改めた。

その結果、本市の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を 12,128 円（2.91%）下回っている状況である。

また、特別給（期末・勤勉手当）については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.60 月）が市内民間事業所の支給月数（4.67 月）を 0.07 月分下回っている状況である。

したがって、本委員会としては、令和 7 年度の給与改定の取扱いについて、次のとおりとすることが適切であると判断した。

（１）令和 7 年度の給与改定の取扱いについて

ア 給料表

行政職給料表については、国の行政職俸給表（一）及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、人材確保の観点等から、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員においても昨年度を上回る引上げ改定を行う必要がある。なお、係長級への段階的な処遇改善にも引き続き取り組む必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告を考慮のうえ、改定する必要がある。

ウ 特別給（期末・勤勉手当）

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.05 月分引き上げる必要がある(※)。

支給月数の引上げ分は、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和 7 年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和 8 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が均等になるように配分することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の特別給についても、人事院勧告を考慮のうえ、所要の措置を講じる必要がある。

【参考】令和 7 年 12 月期以降の支給月数（一般の職員の場合）

	6 月期	12 月期
令和 7 年度 期末手当	1.25 月（支給済）	1.275 月（現行 1.25 月）
勤勉手当	1.05 月（支給済）	1.075 月（現行 1.05 月）
令和 8 年度 期末手当	1.2625 月	1.2625 月
以降 勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

※国に準じて、支給月数は 0.05 月単位としており、小数点以下第 2 位を二捨三入・七捨八入して算出

エ 改定の実施時期等

ア、イについては、令和 7 年 4 月 1 日から、ウについては、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

（2）その他

ア 地域手当

令和 6 年人事院勧告で示された給与制度のアップデートにかかる地域手当の見直しにおいて、神戸市に在勤する国家公務員への支給割合が 12%

から８％に引き下げられた。

これに対し、令和６年人事委員会勧告において、「最重要課題の一つである人材確保の観点から本市の実態などを鑑み、対応を検討していく必要がある。」と言及した。これを踏まえ、任命権者において、令和７年度の支給割合も１２％とすることを判断された。

本委員会においては、近隣市等の地域手当の支給割合を鑑みると、支給割合引下げによる人材確保への影響が懸念されるため、引き続き対応を検討していく必要があると考えている。

イ 通勤手当

令和７年人事院勧告では、自動車等使用者について、現行の距離区分における手当額を令和７年４月に遡及して引き上げ、令和８年４月から、距離区分の上限を「１００ km以上」とし、「６０ km以上」の部分について５ km刻みで新たな距離区分を設定、さらに、１か月当たり５,０００円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を支給する旨を勧告された。

本市における自動車等使用者の実態や国、他都市の状況を踏まえ対応を検討していく必要がある。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差等（月例給 12,128 円 2.91%、特別給 0.07 月）を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

1 改定の内容

（1）給料表

神戸市職員の給与等に関する条例に規定する給料表については、国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した必要な改定を行うこと。

（2）初任給調整手当

人事院勧告を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

（3）期末・勤勉手当

支給月数及び支給割合について、別紙第 1 で述べたことを踏まえ、民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

2 改定の実施時期

1 の（1）（2）については、令和 7 年 4 月 1 日から、1 の（3）については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施すること。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
平成 3 (1991)	13,047	3.63	5.45
4 (1992)	11,115	2.93	5.45
(途中省略)			
2 1 (2009)	△205	△0.05	4.15
2 2 (2010)	△203	△0.05	3.95
2 3 (2011)	(△56)	(△0.01)	3.95
2 4 (2012)	△945	△0.22	3.95
2 5 (2013)	(△89)	(△0.02)	3.95
2 6 (2014)	1,014	0.25	4.10
2 7 (2015)	907	0.22	4.20
2 8 (2016)	721	0.18	4.30
2 9 (2017)	237	0.06	4.40
3 0 (2018)	445	0.11	4.45
令和元 (2019)	240	0.06	4.50
2 (2020)	(△47)	(△0.01)	4.45
3 (2021)	(△86)	(△0.02)	4.30
4 (2022)	853	0.22	4.40
5 (2023)	3,694	0.93	4.50
6 (2024)	11,015	2.72	4.60
7 (2025)	12,128	2.91	4.65

- (注) 1 月例給の額は民間給与から職員給与を減じた額 (較差)
2 月例給の欄がかっこ書きの年度は月例給の勧告を見送り
3 特別給の月数は勧告による改定後の月数 (令和 7 年については、
勧告どおり改定された場合の月数)

職員の人事管理に関する報告

はじめに

神戸市が直面する課題は、複雑かつ高度化しており、また、人口減少は想定を超えるスピードで進行している。そうした状況の中、市民に最も身近で生活を支える基礎自治体の職員として、神戸市職員は使命感を持って諸課題の解決に日々尽力されているところである。

神戸市の「今」を支え、「未来」を築くためには、優秀な人材の獲得と、職員一人ひとりが公務に誇りを持ち、成長を実感し、安心して働いていける環境を整えることがますます重要となっている。

以上を踏まえ、次のとおり報告する。

1. 行政のプロフェッショナルとして市政を担う多様な人材の確保・育成とキャリア形成支援

(1) 優秀な人材と採用困難な技術系職員の獲得

本市では「チャレンジ精神」「リーダーシップ」「デザイン力」を「求める人材像・目指すべき職員像」として掲げ、様々な市政の課題に対応できる優秀な人材の獲得に取り組んでいる。

このような人材を獲得するため、本市では採用活動や広報活動において、他都市に先駆けた様々な取組を展開してきた。

採用活動においては、年間を通じて応募を受け付ける「通年枠」の創設など試験のスケジュールの見直しを実施してきた。また、転職によるスキルアップ志向の高まりや民間企業における採用トレンドの変化に対応するため、新卒一括採用中心から新卒者・経験者の採用比率の変更や、新たな採用枠の新設など¹にも取り組み、様々な経験・スキル・専門性を持つ優秀な人材が受

¹ H26年度：大学卒 特別枠（現適性検査方式）を新設

R元年度：デザイン・クリエイティブ枠（大学卒、高専・短大卒）を新設

R3年度：大学卒 通年募集枠を新設、社会人を対象とした試験（現経験者通年枠採用試験）を春・秋の複数回（年2回）実施へ

R4年度：本市職員離職者を対象とした採用選考（キャリアリターン）を新設

R5年度：新卒者と経験者の採用比率を5：5へ

経験者通年枠採用試験を年4回実施へ、プロフェッショナル型（係長級・課長級）採用選考を新設

験しやすい環境を整えてきた。採用面接時には、採用辞退を防ぐ観点から、受験者へ神戸市で働くことの魅力付を行うアトラクトも行っているところである。

加えて、広報活動においては、学生や転職希望者に対し、東京圏をはじめとする就職説明会の開催や市内外で実施される就職・転職フェアへの参加、インターンシップの実施、KOBE ナビゲーター²による活動や SNS による情報発信などを通じて、神戸市で働く魅力を発信してきた。

これらの取組により、本市では、東京圏含め一定の受験者の確保ができているが、その中でも技術系職員については、民間企業や他都市同様、厳しい獲得競争の状況にある。

この状況に対応し技術系職員を獲得するため、令和6年度より土木・建築・総合設備の各試験区分の業務内容に特化したインターンシップ³を実施している。今年度は、受け入れ人数の拡充や大学1年生からでも参加できる1日のプログラムを実施し、早期の段階から公務に興味を持ってもらえるよう広報活動に取り組むこととしている。

また、採用活動においては、他の自治体で導入されつつある大学3年生等から受験可能な試験を導入することとしている。さらに今後、大学推薦枠の新設など、学生が学業に専念しながら就職活動にも取り組める環境づくりも検討をしていく必要がある。

加えて、技術系職員だけでなく事務系職員も含めた幅広い受験者に本市を就職先として選択してもらうためには、採用サイト等において入庁後の具体的なイメージを描けるような情報を発信することも重要である。そのためには、研修制度やキャリア形成支援制度などの人材育成に資する情報に加え、実際に働く職員のキャリア紹介など、具体的なキャリアパスに関する情報を充実させる必要がある。これらの環境が整っていることを積極的に周知することで、受験者に入庁後のイメージを持ってもらい、受験から入庁につなげていく工夫が必要となる。

R6年度：係長採用選考を新設

R7年度：係長採用選考を年2回実施へ、経験者通年枠採用試験での福祉・技術系試験区分の上限年齢を定年未満までに拡大

² 学生や転職希望者に業務内容や仕事のやりがい、職場環境など神戸市で働く魅力を発信する職員

³ 神戸市役所の仕事を実際に体験できる複数日程の対面プログラムを採用試験区分（技術・福祉系）ごとに実施

こうした取組を効果的に人材の獲得につなげていくためには、ここ数年の取組を精査し検証を行っていくとともに、あわせて、民間企業や国・他都市の動向も注視しながら進めていくことも必要である。

引き続き、行政のプロフェッショナルとして優秀な人材の獲得に向け、採用・広報活動は組織全体の非常に重要なテーマであるという認識の下、全庁一丸となって取り組んでいかなければならない。

（２）障害者雇用の促進

障害者雇用の促進は、障がい者の就労支援の観点から重要な取組である。

任命権者においては、障がいのある職員の活躍を推進するための職場環境の整備、障がいの特性に応じた職務の選定などに取り組んでおり、その結果、障害者雇用率は令和３年度から６年度にかけ、2.02％、2.34％、2.40％、2.65％と着実に上昇している。

段階的に法定雇用率⁴が引き上げられていくことも踏まえ、引き続き、障害者雇用の促進を進めていくことが望まれる。

（３）職員がやりがいと成長実感を持ちながらキャリアを築ける仕組みづくり

近年、若年層におけるキャリア意識が変化しており、職員がやりがいや成長を実感しながら主体的にキャリアを築いていける環境の整備は、優秀な人材を惹きつけるために必要である。また、職員が主体的に能力開発に取り組むことも重要である。そのため、職員一人ひとりの能力開発への意向や成長意欲を尊重し、多様な経験・能力を把握したうえで、適材適所で活かすためのきめ細やかな人材育成と人事管理が重要となる。

ア 職員研修

職務を進めていくにあたり必要となる能力開発については、所属における人材育成（OJT）に取り組むとともに、Off-JTにおいては、eラーニングと集

⁴ R6年度 2.8％、R8年7月から 3.0％

合研修を組み合わせながら、階層別研修の充実を図ってきた。その1つとなる採用後の研修においては、新卒採用者と経験者採用者それぞれのニーズに応じたカリキュラムを設け、採用から6年間、基礎的知識の取得をはじめ実務に直結した内容のカリキュラムを継続して実施している。

また、職員が主体的にキャリア形成に取り組めるよう、職員の年齢や家庭環境の変化に応じた長期・短期のキャリアプランを考える機会を提供している。これについては、今年度から、中堅職員スキルアップ研修を実施し、キャリア研修を受講した中堅職員に対して、目標を達成するための行動支援としてのフォローアップ研修を実施している。

あわせて、自己啓発支援として、資格取得の支援や外部機関が実施する講座への受講支援、民間事業者が提供する動画学習サービスの利用など様々なメニューを用意し、職員が主体的に自ら希望する能力開発に積極的に取り組める環境を整備してきた。

引き続き、職員のニーズを踏まえた研修機会の充実と、全ての職員が主体的にキャリアを考えていける環境づくりを進めていく必要がある。

イ キャリア形成支援

職員が主体的にキャリアを形成し実現するためには、所属での日々の業務を通じた人材育成が重要である。

上司には、人事評価の場面に限らず、日常的に職員の業務への取組やその成果に対してフィードバックを行い、成長を支援する役割が求められる。加えて、職員それぞれのキャリアへの意向を踏まえた長期的な視点での支援も大切となる。業務を通じた育成とキャリア支援を両輪として連動させることで、職員の納得感と成長実感を高め、組織力の向上につなげていくことが重要である。

加えて、任命権者においても、組織運営の最適化を図る人員配置の側面から、職員のキャリア形成を支援していくことが求められる。本年においては、蓄積された職員の人事管理情報の活用を支援するシステムの導入を進めており、引き続き個々の職員にかかる情報を効果的に活用し、職員の意向も尊

重しつつ、専門性や能力を踏まえた最適な人事配置を行うことが重要である。また、キャリア形成支援制度として設けている庁内公募制度⁵や庁内フリーエージェント制度⁶を職員が積極的に活用できるよう、制度運用における工夫も求められる。

ウ 昇任意欲を高める環境づくりと女性管理職の積極的登用

職員のキャリア形成や組織力の向上のためには、職員がキャリアを重ねる中で、上位の職への昇任を自然に意識できるような組織風土づくりも重要である。そのためにも、課長級以上の管理職が日々の業務やコミュニケーションを通じて、管理職のやりがいや魅力を職員に伝えていくことが重要である。

管理職への昇任意欲を高めるためには、まずは、管理職を目指すポジションである係長職への昇任意欲を高める必要がある。本市ではこれまで、日頃の勤務評価による係長昇任選考制度の導入や給与の改善のほか、係長職の魅力を伝える「係長と担当者の意見交換会」の実施などにも取り組んできた結果、係長職への昇任を希望する職員は増加傾向にある。

また、本市では「神戸市女性職員の活躍推進計画（第2期）」を策定し、女性管理職の登用に積極的に取り組んでいる。同計画では、課長級以上の職員に占める女性職員の割合を、令和7年度末までに25.0%とする目標を掲げている。令和7年4月時点では、令和6年から0.9ポイント上昇し、23.0%となった。市民ニーズに的確に応えていくためには、多様な経験や考え方を市政に反映させることが不可欠であり、女性管理職の登用にも引き続き取り組んでいく必要がある。

今後も、性別に関わらず、すべての職員が能力を発揮しやりがいをもって管理職を目指せるよう、様々な機会を通じて管理職への昇任意欲を高めていく必要がある。

エ 高齢層職員の活躍推進

令和5年度より定年年齢の引上げが始まっている。高齢層職員が高い意欲

⁵ 募集の対象となっている業務の中から、自身の興味のある業務を選択し、選考を受け、合格した職員を対象所属へ配属する制度

⁶ 職員自身が希望する所属を申告し選考を受け、合格した職員を希望する所属へ配属する制度

をもって、これまで培ってきた経験等を活用し、後進の育成や知識・技術の継承に努めつつ業務に従事し活躍できる環境は、組織力の向上にもつながるものである。引き続き、高齢層職員の活躍を後押しする環境づくりに取り組んでいくことが重要である。

2. 職務に対する貢献度や職責に応じた人事・給与制度の構築

職員のやりがいやモチベーションの向上及び組織力の強化のためには、職務に対する貢献度が適正に評価され、その結果が人事・給与へ適切に反映されていく制度運用が求められる。

人事評価制度の導入以降、公平・公正で客観的な評価をするための制度運用や人材育成の観点から、制度の見直しを行ってきている。また、評価者の適切な制度運用と評価スキルの向上のため、毎年全ての課長級及び係長級職員を対象に評価者研修を実施している。引き続き制度検証を行うとともに、評価者が客観的事実に基づいた適正な評価、丁寧なフィードバックができるよう研修内容の充実を図っていく必要がある。

人事評価の結果を給与へ反映することも積極的に取り組んできている。昇給については、令和6年度より課長級以上の職員に対して、評価結果を積極的に活用しており、令和8年度からは対象を係長級職員にも拡大する予定である。担当者への拡大についても、係長級以上の職員の運用状況を踏まえながら引き続き検討を進めていく必要がある。

さらに、勤勉手当についても、これまでの人事評価結果の勤勉手当への反映に加えて、令和7年度より、特に優秀な職員や人材確保・課題解決の観点から特に必要とされる役割を担う職員（局室区担当 DX 推進リーダー⁷・特定専任職職員⁸・育児休業を取得する職員等が担っていた業務を代替する職員）に対する加算制度が新設されたところである。

また、職務職責に応じた給与制度とするため、令和7年度より局長級について部長級との給料表上の重なりを解消する等の見直しが実施された。行政

⁷ 「DX 推進リーダー」認定者（DX 推進リーダー育成研修受講者等）のうち、所属を超えて各局室区における課題解決のための DX 支援等を行う者

⁸ より専門性の高いスペシャリストの育成および高度な知識・経験が求められる分野における人材確保を進めるため、専門職制度を設けている。

課題が複雑かつ高度化していく中で行政マネジメントの重要性が増していくことから、特に管理職においてより一層職務職責に応じた給与制度としていくことも重要である。

今後も、職務に対する貢献度や職務職責に応じた人事・給与制度となるよう、引き続き制度の充実や仕組みを検討していく必要がある。

3. 働きやすい職場環境づくり

(1) 柔軟な働き方の推進

働き方改革の推進や共働き世帯の増加などを背景に、本市も、基礎自治体としての役割を踏まえつつ、職員一人ひとりが生活状況に応じて柔軟な働き方が選択できるよう職場環境の整備に取り組んでいる。

職員が健康で安心して働き続けられる職場環境を整えていくことは、職員の意欲や能力を最大限に引き出し、組織全体の力を高めることにつながることもからも重要である。

これまでも育児・介護等と仕事の両立の実現のため、在宅勤務、フレックスタイム制の導入や、男性職員の育児休業取得促進⁹に取り組んできた。本年4月からは、未就学児を養育する職員を対象とした既存の育児部分休業制度に加え、小学校3年生までの子を養育する職員にまで拡大する育児部分休暇制度を新設した。また、本年10月からは、より柔軟に生活状況に応じた働き方を選択できるように、育児部分休業・休暇及び介護時間の運用¹⁰を変更する。あわせて、家族の介護に直面した旨を申し出た職員に対しては、所属長から介護休暇など介護と仕事の両立を支援する制度等に関する情報周知や取得意向の確認を行う取組を開始する予定としている。

これらの制度の導入や取組により、育児・介護等と仕事を両立しやすい環境が整えられてきている。制度等が十分に効果を発揮するために、制度を利用する人だけでなく、その職員が不在の間に職場を支える職員も安心して働けるよう、職場でのコミュニケーションを大切にする職場風土づくりや、「や

⁹ 次世代育成支援対策推進法に基づく神戸市特定事業主行動計画（第4期）

【目標】市長部局 取得期間1週間以上 R6年度末：85%以上 R6年度実績 82.7%

¹⁰ 【1】育児部分休業・休暇：①1日2時間の範囲内で勤務しないこと②【新設】1年につき10日の範囲内で勤務しないこと ①②いずれかを選択可とする。【2】育児部分休業・休暇及び介護時間：取得時間帯（正規の勤務時間の始め又は終わり）の制限の撤廃

める・へらす・かえる」の視点に基づいたデジタル技術やツール等を活用した業務の効率化・生産性向上に取り組んでいくことも重要である。

（２）長時間勤務の是正と適切な勤務時間の管理

長時間勤務の是正は、職員の健康を守るために重要な課題である。また、長時間勤務の是正は、業務の効率化や生産性の向上が求められるため業務の質の向上にもつながり、さらに、働きやすい職場環境の整備や優秀な人材の獲得・確保にも寄与することから、一層重要性を増している。

長時間勤務の解消に向けた任命権者の取組により、令和３年度以降職員一人ひと月あたりの平均時間外勤務時間数は減少してきている¹¹。しかしながら、一部所属においては、恒常的な長時間勤務となっている職員が見受けられる状況にある。

本委員会も、労働基準監督機関として、職員の健康確保の観点から重視すべき課題と認識し、長時間勤務が多く見られた事業所等を対象に、人事委員が定時後に予告なしに職場を訪問し職員に直接聴き取りを行う「時間外勤務状況調査」を実施し、状況に応じ改善指導を行っている。

また、本年の調査では、職員の健康管理を所管する行財政局と連携し、対象者の健康状態について産業医が直接聴き取りや健康確保に向けた助言を行うなど、所属への指導のみならず、職員の意識改革にも資するよう取り組んでいるところである。

健康を阻害し過労死のリスクを高める長時間勤務の解消は、事業者である任命権者と管理監督者である局室区長等管理職の責務であり、連携して対応をする必要がある。特定の職員や部署に業務が集中する場合は、管理監督者は、柔軟かつ積極的に業務負担の平準化を行うなどマネジメント能力を発揮することが求められる。また、任命権者においては、予算及び組織編成を一体的に行う立場にあることから、新規プロジェクトの立ち上げなどに際しては、長時間勤務を回避するために予め適切な人員配置等を考慮するなど、本市全体として長時間勤務の解消がより推進されるよう引き続き取り組んで

¹¹ R3年度 15.8h/月、R4年度 15.4h/月、R5年度 14.8h/月、R6年度 14.2h/月

いく必要がある。

なお、所属長等においては、時間外勤務の事前命令を徹底し、業務の緊急性や必要性を十分に精査のうえ、実態に即した適切な時間で命令を行わなければならない。また、時間外勤務の上限を超過しないようにするために賃金不払い残業が発生することがないよう、時間外勤務の実施後は速やかに出退勤時刻の記録の有無及び状況を把握し、適切な勤務時間の管理を行うとともに、業務改革の推進に取り組む必要がある。

教職員については、これまで、「神戸市立学校園働き方改革推進プラン（平成31年3月）」、「小中学校における教育活動等について（方針）（令和2年1月）」、「令和の時代における『学校の業務と活動』（令和4年1月～）」に基づき、働き方改革に取り組み、長時間勤務の是正に努めてきた。これまでの取組により、一定の成果はみられている¹²。引き続き、教員の働きやすさと働きがいの観点から、長時間勤務の是正などに取り組んでいく必要がある。

なお、働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善を図るため、本年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律¹³」が成立した。本市においても条例等の整備を適切に対応していく必要がある。

（３）職員の健康確保と安全衛生

職員の健康確保に取り組むことは、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要であるとともに、職員が安心してモチベーション高く働き続けるうえでも重要なことである。

長時間勤務者に対する健康対策として、労働安全衛生法等に基づき、所属長等は、対象職員¹⁴へ長時間労働による疲労の蓄積を確認し疲労の蓄積が認められる場合は、産業医の面接指導を受けるように勧奨を行う必要がある。任命権者においては各所属に対し周知をしているものの、各所属での対応を

¹² 教職員の時間外在校等時間の状況 中学校 R1年度：59h/月、R5年度：46h/月 小学校 R1年度：41h/月、R5年度：32h/月

¹³ ①教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、②主務教諭の職の新設、③教職調整額の基準となる額の引上げ、④義務教育等教員特別手当の拡充 ①②はR8.4.1 ③④はR8.1.1施行

¹⁴ 月80時間を超え100時間未満：所属長が職員の疲労の蓄積状況を確認し、産業医面接を受けるよう勧奨。職員の希望により面接を実施。月100時間以上：産業医面接実施

調査すると、実際の運用において徹底されていない状況も見受けられる。所属長等においては、職員の健康確保は責務であることを十分に認識し、該当職員とのコミュニケーションを丁寧に行うなど、適切な対応を確実に実施しなければならない。

メンタルヘルス対策については、令和6年度は、管理職を対象としたメンタルヘルス研修に加え、全職員を対象としたセルフケア研修が実施された。地方公務員の精神疾患による長期休業者は全国的に増加しており、本市においても同様の傾向であることから、メンタルヘルスについても十分に対策をしていく必要がある。

メンタルヘルス対策は、まずは「発生予防」、「早期発見・早期対応」に努める必要がある。行財政局においては、産業医等による積極的な職場訪問を通じて、所属長や職員と顔の見える関係づくりに努め、早期相談に繋げる仕組みを強化している。メンタルヘルスに関する相談窓口¹⁵については、市役所の内・外に設置しており、職員が相談しやすい環境づくりに引き続き取り組む必要がある。

各局室区においては、ストレスチェックの集団分析結果の活用等により、管理監督者を中心として職員の具体的なストレス要因や職場における課題を把握し、職員の不調への早期対応・環境改善に努め職場環境の改善及び働きやすい職場環境づくりに取り組むことで、メンタル不調の未然防止・早期対応に努める必要がある。

また、メンタル不調により休職をせざるを得なくなった者への復職支援も重要である。復職に際しては、段階的に職場の環境や業務に慣れるため、一定期間実務を経験できるプレ出勤制度により、引き続き円滑な職場復帰支援を図っていくことが求められる。

このほか、本年6月より安全衛生規則の改正に伴い、熱中症対策が事業主に義務化された。本市においても「神戸市職員熱中症対策ガイドライン」が作成され、各所属において必要な措置がなされている。引き続き、ガイドラインに沿った取組を進められたい。

¹⁵ こころとからだの健康相談（行財政局厚生課：産業医・保健師等による相談）、メンタルヘルス相談窓口（外部相談窓口：心理カウンセラー等による相談、医療機関における相談）

職場環境の安全確保については、本委員会も労働基準監督機関として、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいる。各所属においても、引き続き、安全教育の実施や安全意識の向上に努めるとともに、安全衛生委員会による職場の管理体制を充実させるなど、職員が安全に働ける職場環境づくりを進める必要がある。

（４）ハラスメントに対する取組

各種ハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、組織全体の士気や能率の低下につながるなど、円滑な公務の運営を妨げる非常に大きな問題である。

本委員会への苦情相談においても依然としてハラスメントに関する相談が複数寄せられている。今後も全ての職員が「神戸市ハラスメント対策基本方針」を十分に認識するとともに、研修の充実を図り、組織全体としてハラスメント問題が生じない職場環境づくりに努める必要がある。なお、職員が万が一、ハラスメント行為を受けた場合は、所属長、各局室区人事担当課、各任命権者の人事担当課、任命権者が設置する外部の弁護士による内部通報・相談窓口、人事委員会の苦情相談窓口など相談に応じる複数の窓口が整えられている。職員が一人で抱え込むことのないよう、またハラスメント問題の抑止のためにも、これら相談体制の一層の周知と啓発に取り組んでいく必要がある。

また、職員が業務に関連して理不尽なクレームや暴力行為等を受けるような事案¹⁶が生じてはならない。本年６月には、従業員をカスタマーハラスメントから守るため、事業主に防止措置を義務付ける「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正された。本市においても、職員を守り安心して働ける職場環境づくりを進めるために、悪質なカスタマーハラスメントに対しては、毅然とした対応をする必要があり、引き続き実態を把握・分析し、組織的な対策の強化に取り組んでいく必要がある。

¹⁶ 過去３年間にカスタマーハラスメントを受けた経験（受けたと感じた経験） 35.0%「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査」（R7.4総務省）より

4. 市民から信頼される神戸市職員

職員の綱紀粛正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及してきたところである。しかしながら、依然として市民の信頼を損ねるような不祥事が発生している状況である。

任命権者においては機会あるごとにその周知徹底及び組織体制の強化を図っているところであるが、不祥事の未然防止に向け、あらゆる機会を通じて引き続きコンプライアンスの推進に取り組んでいかなければならない。

また全職員が「神戸市クレド」や「神戸市職員コンプライアンス共有理念」のもと、今一度職員として守るべき義務を十分に認識するとともに、職務外においても、市民の期待と信頼に応えることの責任の重みを自覚し、品位の保持に十分に留意のうえ高い倫理観と使命感を持って行動するよう精励されることを要望する。

おわりに

本委員会としては、以上に述べたとおり、本市職員の人事管理に関する諸課題について取り組んでいくことが必要であると考えます。

本年1月には、阪神・淡路大震災より30年が経過した。この間、職員におかれては、日々職務に精励し、震災からの復興、行財政改革の推進、市民サービスの向上に懸命に努力されてきた。本委員会としては、このような職員の努力に深く敬意を表するものである。引き続き自身の心身の健康にも十分に留意しつつ、市民生活を守るため、職務に精励いただきたい。

市会及び市長におかれては、「職員の給与等に関する報告及び勧告制度」について、ご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

第 1 部 市職員給与等の実態

	頁
令和 7 年職員給与等実態調査の概要	30
第 1 表 職員構成総括	32
第 2 表 給料表別、級別、号給別人員	36
第 3 表 給料表別、年齢別職員数・平均給料月額	46
第 4 表 ラスパイレス指数	50
第 5 表 扶養手当の支給状況	50
第 6 表 管理職手当の支給状況	51
第 7 表 住居手当の支給状況	51
参 考 定年の段階的な引上げにおける 給与条例附則第 12 項の適用を受ける職員・ 暫定再任用職員・定年前再任用短時間勤務職員数	52

第 2 部 民間給与等の実態

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要	53
第 8 表 産業分類別、企業規模別調査事業所数	55
第 9 表 対応級表	55
第 10 表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	56
第 11 表 民間における学歴別、企業規模別初任給	65
第 12 表 民間における初任給の改定状況	65
第 13 表 民間におけるベース改定の実施状況	65
第 14 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	66
 (参考) 人事院勧告・報告の概要	68
 (参考) 給与等報告・勧告の手順	70

第 1 部 市職員給与等の実態

令和 7 年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和 7 年 4 月 1 日現在における職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 労務職員
- (2) 企業職員（水道職員、交通職員）
- (3) 神戸市職員の給与等に関する条例（給与条例）附則第 12 項の適用を受ける職員
- (4) 暫定再任用職員
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員
- (6) 任期付職員
- (7) 会計年度任用職員
- (8) 臨時的任用職員
- (9) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (10) 海外派遣中の職員
- (11) 育児短時間勤務中の職員
- (12) 育児休業中の職員
- (13) 自己啓発等休業中の職員
- (14) 配偶者同行休業中の職員
- (15) 専従休職者
- (16) 休職中の職員

3 集計

集計は上記対象職員の全員について行った。

4 職員の分類

給 料 表	適 用 職 員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等
4 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭等
5 教育職給料表（5）	小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭等
6 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
7 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、保健師、看護師等

（注）1 教育職給料表（1）は、平成31年(2019年)4月に神戸市看護大学が地方独立行政法人へ移行したことに伴い、廃止した。

2 教育職給料表（4）は、令和5年(2023年)4月に高等専門学校が地方独立行政法人へ移行したことに伴い、廃止した。

第1表 職員構成総括

区分 給料表	職員数(人)			平均給与月額(円)			
	計	男	女	計	給料	扶養手当	地域手当
行政職	6,269	3,474	2,795	413,291	342,229	9,267	43,760
消防職	1,436	1,359	77	394,712	328,010	15,789	41,853
教育職(2)	376	248	128	454,746	383,669	11,309	48,027
教育職(3)	101	5	96	450,965	380,399	5,079	47,863
教育職(5)	6,197	2,637	3,560	434,879	368,289	8,935	45,985
医療職(1)	12	5	7	766,177	549,233	5,417	105,277
医療職(2)	332	19	313	378,177	321,130	6,364	40,022
合計	14,723	7,747	6,976	421,378	352,824	9,718	44,613

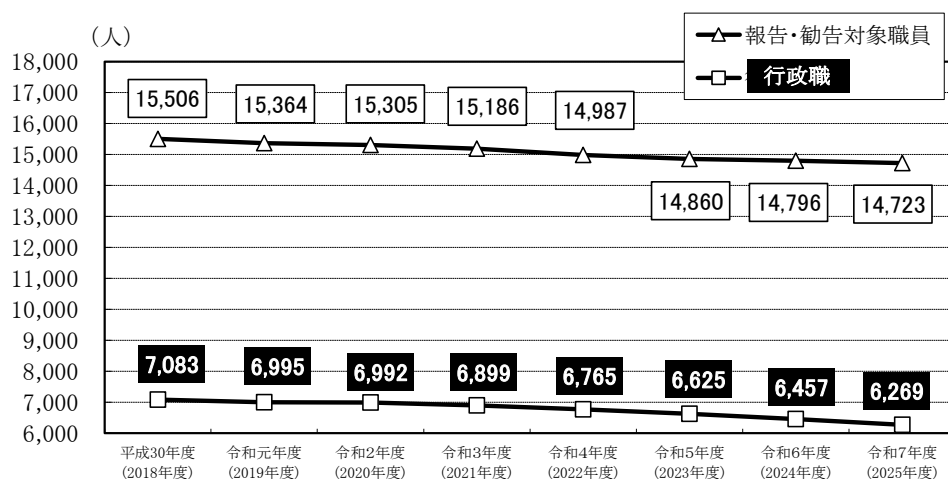
(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、令和3年(2021年)4月1日及び令和4年(2022年)4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

2 平均給与月額の「計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

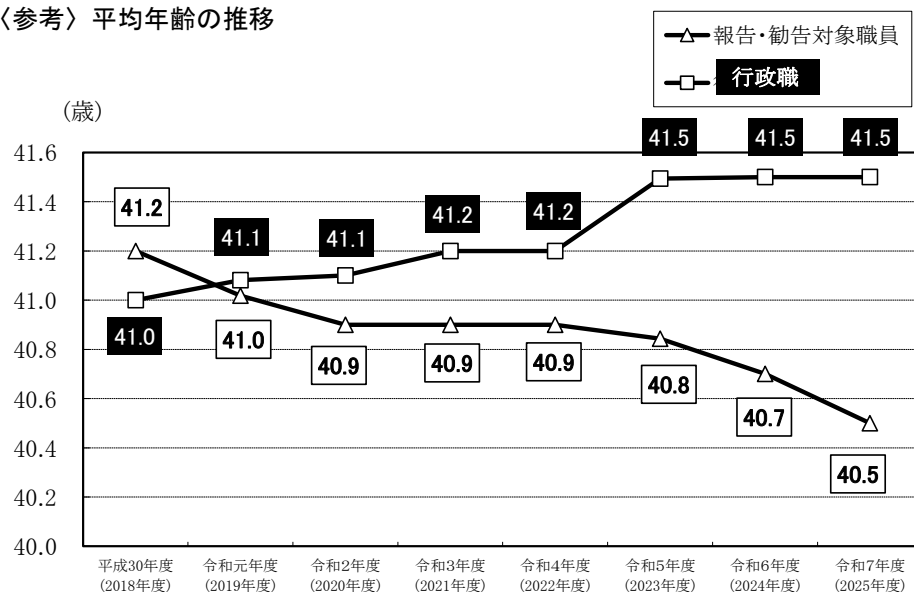
		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 (人)			
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
管理職手当	住居手当等							
12,349	5,687	0.78	41.5	17.4	4,931	423	895	20
4,451	4,610	1.33	40.3	18.6	609	136	691	
5,252	6,489	0.95	41.6	14.7	364	6	6	
13,386	4,238	0.39	43.3	16.2	80	21		
5,990	5,679	0.71	39.4	13.2	6,113	83	1	
103,333	2,917	0.50	57.3	11.8	12			
5,361	5,298	0.43	39.6	12.2	299	33		
8,645	5,578	0.80	40.5	15.5	12,408	702	1,593	20

〈参考〉報告・勧告対象職員数の推移

	報告・勧告対象職員					
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	合 計
平成30年度 (2018年度)	7,083	1,440	6,730	252	1	15,506
令和元年度 (2019年度)	6,995	1,461	6,660	248	0	15,364
令和2年度 (2020年度)	6,992	1,478	6,586	249	0	15,305
令和3年度 (2021年度)	6,899	1,483	6,513	291	0	15,186
令和4年度 (2022年度)	6,765	1,469	6,424	329	0	14,987
令和5年度 (2023年度)	6,625	1,460	6,439	336	0	14,860
令和6年度 (2024年度)	6,457	1,441	6,551	347	0	14,796
令和7年度 (2025年度)	6,269	1,436	6,674	344	0	14,723



〈参考〉平均年齢の推移

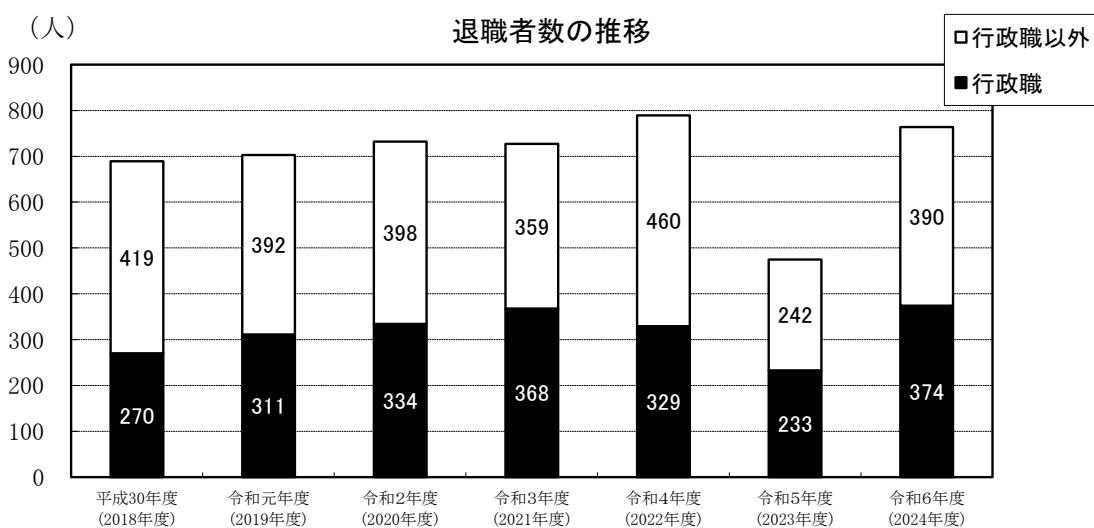
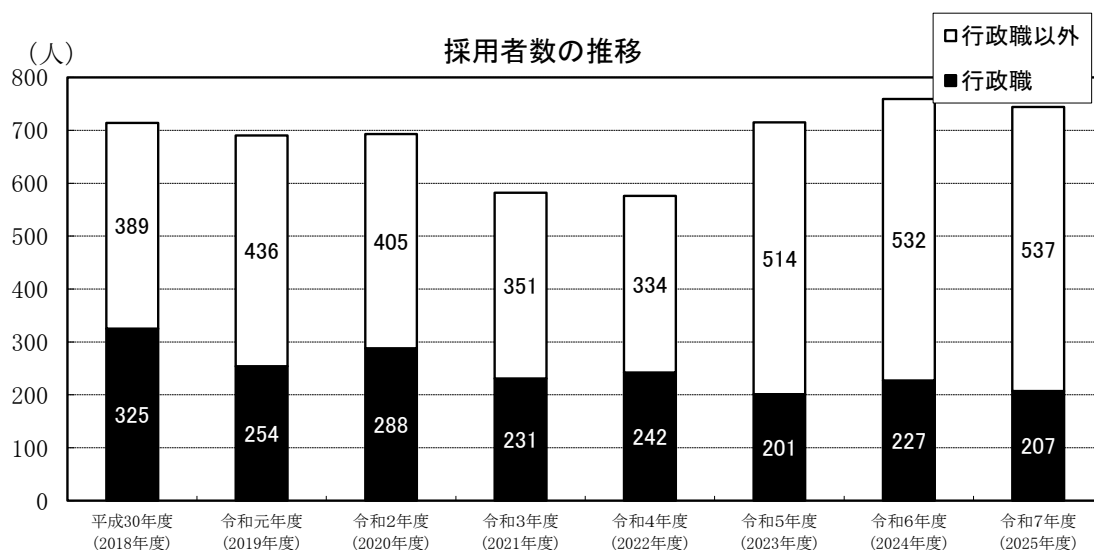


〈参考〉採用・退職者数の推移

	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
平成30年度 (2018年度)	325	270	55	714	689	25
令和元年度 (2019年度)	254	311	△ 57	690	703	△ 13
令和2年度 (2020年度)	288	334	△ 46	693	732	△ 39
令和3年度 (2021年度)	231	368	△ 137	582	727	△ 145
令和4年度 (2022年度)	242	329	△ 87	576	789	△ 213
令和5年度 (2023年度)	201	233	△ 32	715	475	240
令和6年度 (2024年度)	227	374	△ 147	759	764	△ 5
令和7年度 (2025年度)	207	...	...	744	...	...

(注) 1 令和7年度(2025年度)の数字は、令和7年(2025年)4月1日採用者の人数である。

2 定年年齢の段階的な引上げにより、令和5年度(2023年度)は定年退職者は発生しない。



第2表 給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								3
2								4
3								10
4								9
5	6							6
6						1		5
7		3						4
8	1							3
9		1		1	11			1
10	2	77			1			
11		9						
12		2						
13	4	6	1		19			
14	2	4	1		4			
15	1	99	104		2			
16		3	13		1			
17	1	6	5	1	16			
18	9	4	4		3			
19		115	140		7			
20		6	22		2			
21		24	12	1	28			
22		9	7		2			
23		132	31		5			
24		18	16		7			
25	83	8	88		30			
26	1	23	14		5			
27	1	145	16		6			
28		16	15		6			
29	1	27	100	1	46			
30		6	17	1	9	2		
31		20	18		10			
32	1	16	21		7	4		
33	2	2	111		38			
34		8	25		10	1	1	
35	1	16	17	1	12	4	1	
36		8	11	2	6	4	3	
37	15	5	90	1	42	1	20	
38		8	21	1	14	5	20	
39		5	20	1	14	4	7	
40		2	27		26	7	10	
41	1	7	82	2	24	3	5	
42		10	23	1	11	8	10	
43		7	29	2	17	7	8	
44	1	6	17	4	46	11	7	
45	2	6	68	1	25	6	8	
46		2	14	2	17	8	8	
47	1	8	20	2	14	10	3	
48		10	17	3	40	12	5	
49		2	62	4	22	5	7	
50	2	10	14	4	16	9	4	
51		4	20	2	13	11	3	
52		6	29	3	16	16	4	
53		6	20	6	13	12	7	
54		6	12	3	10	23	1	
55	3	3	19	2	8	28	1	
56		10	39	2	14	25	3	
57	1	9	20		10	18	1	
58		6	19	5	11	25	3	
59		10	21	5	11	24	2	
60	1	3	38	5	13	18		
61		6	12	7	14	23	1	
62		4	16	3	6	15		
63		3	14	4	8	12	1	
64		3	26	7	20	21	1	
65	1	5	12	3	7	12		
66		3	13	1	7	25		
67	1	4	5	5	12	24		
68		2	15	8	13	16		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
69		1	7	7	10	12		
70		2	5	3	7	10		
71		2	11	8	7	15		
72		1	7	8	15	12		
73	1	2	5	4	4	8		
74		1	1	6	8	17		
75			7	8	9	10		
76	1		7	3	9	13		
77		1	5	3	6	12		
78		1	4	5	4	10		
79		3	1	8	6	1		
80			8	5	4	9		
81		2	8	7	8	2		
82		1	1	5	2	3		
83			3	10	10	3		
84		1	5	7	7	2		
85			2	10	5	3		
86		1	3	4	6	1		
87			1	13	13	1		
88		2	5	11	12			
89			3	8	5	2		
90				5	5			
91			2	19	13			
92		1	6	11	13	1		
93	1	1		6	9			
94			3	12	8			
95		2		23	12			
96		1	4	12	14	1		
97			2	9	7			
98			1	7	9			
99		1	1	9	13			
100			3	17	17			
101			1	11	10			
102				11	7			
103			3	11	13			
104			1	25	13			
105			2	8	17			
106			2	16	11			
107				15	11			
108			2	25	29			
109			3	21	15			
110				14	10			
111				16	11			
112			3	16	7			
113			1	17	11			
114				8	13			
115				9	6			
116				6	3			
117			3	9	10			
118			1	4	1			
119				9	7			
120			1		3			
121			1	5				
122			1					
123								
124								
125			1					
126								
127			3					
128			1					
129			1					
130								
131								
132			3					
133								
134			1					
135			1					
136			4					
137			520					
計	148 人	1,021 人	2,344 人	636 人	1,312 人	608 人	155 人	45 人
平均年齢	23.3 歳	28.6 歳	39.9 歳	52.0 歳	44.4 歳	52.1 歳	54.9 歳	56.1 歳
(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)							合計	6,269 人
							平均年齢	41.5 歳

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	22						
2	4						
3	1	2					
4	8						
5	10	10					
6	2	25					
7		9	1				
8	8	2				1	
9	2	11	2				
10	6	6					
11	3	17	3				
12	15	3					
13	3	3	1				
14	1	5	2				
15	1	21	16				
16	4		1				
17	18	4	7				
18		5	1				
19		16	9				
20		4	2				
21		11	15				
22		5	1				
23	3	21	4		1		
24		2	1				
25		8	12	1	4		
26		9	2				
27	1	2	5		2		
28	1	2	1				
29	1	8	5	1	2		
30	1	5	2				
31		3	11				
32		3	8				
33		1	19	1	1		
34			2		1		
35		1	5	1	2		
36		1	4	2	2		
37			16		1		3
38		1	5	2			3
39		2	4				1
40			2	2	2		1
41			19	5	1		1
42			7	2			
43			5	4			
44			3	5	5		
45			14	5	4		1
46			3	2	1	1	
47			7	3	4	1	
48			5	6	3	1	
49			17	3			
50			2	5	1	1	
51			6	2	2	1	
52			6	3	6		1
53			11	1		2	1
54			7	6		4	
55			7	3	4	5	
56			14	1	1	1	
57			9	4	1	2	
58			5	8	2	3	1
59			5	4	2	2	
60			6	4	5	4	
61			4	2	3	4	
62			1	6	4	5	1
63			4	3		2	
64			3	3	2	2	
65			4	2	2	1	1
66			1	2		1	
67				6	2	1	
68			2	2	3	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
69			1	3	5	2	
70				4	3		
71			1	3	4	1	
72				4	3	1	
73				3			
74			1	1	1	2	
75			1	5			
76				1	1		
77				5	1		
78				3	1		
79				1			
80			1	2	2		
81			2		1		
82				4	1		
83				3	4		
84			1	5	3		
85				4	3		
86			1	3			
87				3	1		
88			2	4	5		
89				4	5		
90				2	2		
91				2	1		
92			1	6	2		
93				12	6		
94				3	3		
95				6	3		
96			3	8	1		
97				11	3		
98				2	1		
99				3	2		
100			5	5	4		
101				13	5		
102				2	1		
103			1	3	1		
104				7			
105				2	3		
106			2	2			
107				15	2		
108				2	1		
109			2	3	1		
110				2	1		
111				4	2		
112			2	4	1		
113				5	4		
114				4	1		
115				6			
116				6	2		
117				3	1		
118				4			
119				1			
120				6	1		
121				4	4		
122			1				
123							
124							
125							
126							
127			1				
128							
129							
130							
131							
132			3				
133							
134							
135							
136			1				
137			132				
計	115 人	228 人	511 人	335 人	179 人	53 人	15 人
平均年齢	21.5 歳	26.3 歳	40.3 歳	49.6 歳	47.4 歳	52.9 歳	55.7 歳
						合計	1,436 人
						平均年齢	40.3 歳

その3 教育職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		8			
18					
19					
20					
21		3			
22		4			
23					
24		2			
25		2			
26		1			
27		2			
28		3			
29		5			
30		6			
31					
32		2			
33	1	3			
34		5			1
35					1
36		3	1		
37		3			
38		8			2
39		3			1
40		4			
41		2			1
42		6	2		
43		2			
44		1	1		
45		1			
46		4			1
47		1			
48		1			
49		2			1
50	1	4			
51			1		
52		4			
53					
54		6			2
55		1		1	
56		1			
57	1	1			1
58		7			
59			1		
60		3	1		1
61		5			1
62		5	1	1	
63					
64				1	
65	1			1	
66		7		1	
67		1			
68		2	1	3	
69			1		
70		3	1		
71				1	
72		2	2	1	
73		2			
74		11		1	
75		1		1	
76		4			
77		1			
78		4		2	
79					
80		1	1		
81				1	
82		3		2	
83					
84		3			
85		1			
86		2			
87		1			
88		2			
89		3	1		
90		2	1		
91			1		
92		1			

級 号給	1	2	3	4	5
93	人	2	人	人	人
94	1	1			
95					
96		1			
97		3			
98		2			
99		3			
100		2			
101		1			
102		1			
103		2			
104		1			
105		1			
106	1	1			
107					
108		2			
109					
110	1	2			
111					
112		2			
113		1			
114		2			
115		2			
116					
117		2			
118					
119		4			
120		1			
121					
122		1			
123					
124		2			
125		1			
126					
127		3			
128		3			
129					
130		4			
131		2			
132		1			
133					
134	1	2			
135					
136		2			
137					
138		5			
139		1			
140					
141		3			
142		1			
143					
144		2			
145					
146		1			
147		1			
148		1			
149		1			
150		4			
151		1			
152		3			
153		4			
154		4			
155					
156		5			
157		7			
158		1			
159		4			
160		7			
161		3			
162		3			
163		1			
164		1			
165		5			
166		4			
167		2			
168		3			
169					
170		1			
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	8 人	320 人	18 人	17 人	13 人
平均年齢	36.4 歳	40.4 歳	45.1 歳	50.5 歳	57.0 歳
				計	376 人
				平均年齢	41.6 歳

その4 教育職給料表（3）

号給	級	1	2	3
		人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21			6	
22				
23				
24				
25			2	
26			1	
27				
28				
29			1	
30				
31				
32				
33			2	
34				
35				
36				
37			1	
38				
39			1	
40				
41			1	
42				
43				
44			2	
45				
46			1	
47				
48				
49			1	
50			3	
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64			1	
65				
66				
67				1
68				
69				
70				
71				1
72				
73				1
74			2	
75				
76				
77				1
78			2	
79				
80				2
81				
82			2	1
83				
84				
85				1
86				
87			1	
88				1
89				1
90			1	
91				
92			1	1
93				
94				
95				
96				1

号給	級	1	2	3
		人	人	人
97				1
98			1	
99			2	
100			1	
101			1	1
102			1	
103				1
104			4	1
105			2	
106				1
107			1	1
108				
109			1	
110				1
111				
112				1
113			1	
114				1
115				
116				
117			2	
118			1	
119				
120				
121				
122			1	
123			1	
124			1	
125				
126				
127			5	
128				
129				
130				
131			1	
132			1	
133			1	
134			3	
135				
136				
137			1	
138			1	
139			2	
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146			2	
147				
148				
149				
150			1	
151				
152				
153			1	
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163			1	
164				
165				
166			2	
167			1	
168				
169				
170				
171				
172				
173			1	
174			1	
175				
176				
177			1	
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
計		0 人	79 人	22 人
平均年齢		歳	40.8 歳	52.4 歳
			計	101 人
			平均年齢	43.3 歳

その5 教育職給料表（5）

昇給 級	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		288			
18		1			
19		19			
20		3			
21		67			
22		104			
23		8			
24		15			
25		45			1
26		36			
27		6			1
28		10			1
29		32			2
30		92	3		2
31		8			5
32		17			1
33		40			12
34		87	5		12
35		5	1		18
36		16	2		21
37		19	1		16
38		122	11		17
39		9			17
40		25	3		13
41		23	1		14
42		118	7		21
43		6	2		15
44		40	9		10
45		26	5		14
46		141	14		13
47		12	2		11
48		33	6		15
49		16	1		3
50		115	9		4
51		12	2	1	2
52		35	7	1	
53		17	9	1	2
54		88	4	1	2
55		16	6	1	
56		40	6	1	
57		24	5		
58		110	14	4	
59		16	5	1	
60		18	8	3	
61		21	5	4	
62		125	4	2	
63		17	4	4	
64		42	7	1	
65		16	6	4	
66		103	9	4	
67		10	4	6	
68		42	10	6	
69		38	9	7	
70		86	10	8	
71		17	5	9	
72		35	7	13	
73		31	10	4	
74		105	10	9	
75		13	6	4	
76		47	9	12	
77		26	3	11	
78		109	6	11	
79		20	3	6	
80		40	4	4	
81		28	5	11	
82		76	3	5	
83		28	7	2	
84		51	4	9	
85		21	4	10	
86		96	5	7	
87		29	4	3	
88		37	1	6	

昇給 級	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
89		38	4	7	
90		57	6	9	
91		17	4	2	
92		37	2	3	
93		39	1	5	
94		46	2	7	
95		44	5	6	
96		32		7	
97		42	7	3	
98		35	5	7	
99		20	5	7	
100		23	7	6	
101		32	3	9	
102		39	5	6	
103		19	3	3	
104		35	4	5	
105		36	3	6	
106		25	6	5	
107		26	1	5	
108		29	8	1	
109		35	11	3	
110		26	8		
111		32	7	1	
112		31	8	1	
113		19	12	1	
114		17	7		
115		25	15		
116		19	23		
117		19	9		
118		19	11		
119		19	7		
120		21	7		
121		19	5		
122		23	4		
123		15	1		
124		11	1		
125		20	2		
126		23			
127		18			
128		11			
129		12			
130		18			
131		17			
132		14			
133		13			
134		13			
135		15			
136		7			
137		12			
138		8			
139		7			
140		8			
141		6			
142		10			
143		13			
144		13			
145		8			
146		19			
147		10			
148		18			
149		9			
150		9			
151		10			
152		10			
153		14			
154		17			
155		8			
156		21			
157		30			
158		16			
159		13			
160		14			
161		23			
162		31			
163		22			
164		28			
165		29			
166		28			
167		20			
168		53			
169		17			
170		24			
171		4			
172		4			
173		13			
計	0 人	5,090 人	531 人	311 人	265 人
平均年齢	歳	37.0 歳	48.2 歳	49.4 歳	56.3 歳
計					6,197 人
平均年齢					39.4 歳

その6 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					1
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25				1	
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37				1	
38					
39					
40					
41					
42			1		
43					
44					

級 号給	1	2	3	4	5
45	人	人	人	人	人
46			1		
47			1		
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74				1	
75					
76				1	
77					
78					
79					
80					
81				1	
82					
83					
84					
85			1	2	
86					
87					
88					
89					
計	0 人	0 人	4 人	7 人	1 人
平均年齢	歳	歳	50.8 歳	60.1 歳	64.0 歳
				計	12 人
				平均年齢	57.3 歳

その7 医療職給料表（2）

年齢	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		8				
11						
12		1				
13						
14		2				
15		12				
16		1				
17		2	1		1	
18		1	1			
19		14				
20			1			
21		2			1	
22		1	3			
23		6				
24		1				
25	1	2	2			
26		4	1			
27		3	1			
28			1		2	
29	4	6	1		2	
30			2			
31	1	4	2			
32	1	3				
33		3	2			
34		2			1	
35		2	2		2	
36		2				
37		2	3			
38			1			
39		1	1			
40		1			2	
41	3	1	3		2	
42		2				1
43		1	1		1	
44				2		1
45		1		1		
46		1	1		2	
47		1		1		
48		3	7		1	
49		2	4	1	2	
50		2	1	1	1	
51		2	5			2
52		1	2		2	
53		1	3			
54		1				1
55		1	2	1		
56			3		1	2
57		1	3	2	1	1
58		1	1		1	1
59		1	1		1	
60			2		3	1
61		1				3
62			1			1
63		1	1			1
64			2		1	
65			1			
66		1			2	1
67		1	2			2
68			1			
69						1
70		1				
71						
72			2			

年齢	1	2	3	4	5	6
73	人	人	人	人	人	人
74				1	1	
75	1		1	1	1	
76				1		
77			1			
78						
79					1	1
80					1	
81				1		
82						
83		1				
84					2	
85		1		1	3	
86						
87		1				
88		1				
89			1	1	1	
90				2	3	
91						
92						
93				1		
94					1	
95		2				
96		1				
97			1	1		
98					1	
99				1		
100			2			
101					1	
102				2	1	
103				1		
104				1		
105			1		2	
106				1		
107				3		
108				2		
109						
110						
111						
112					1	
113						
114						
115						
116						
117				1		
118					2	
119					1	
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136			1			
137			12			
計	11 人	121 人	94 人	31 人	55 人	20 人
平均年齢	24.5 歳	30.9 歳	42.4 歳	50.6 歳	45.7 歳	53.3 歳
					計	332 人
					平均年齢	39.6 歳

第3表 給料表別、年齢別職員数・平均給料月額

その1 全給料表

給料表 区分 年齢	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18	4	189,900	9	195,000				
19	2	189,900	15	195,173				
20	5	197,460	12	198,483				
21	5	202,780	17	203,941				
22	87	223,164	32	218,525	7	261,664	3	248,664
23	78	226,318	48	221,794	2	263,536	4	249,756
24	108	232,733	33	229,527	11	267,787	2	253,760
25	138	238,045	37	234,524	12	278,590	3	266,448
26	144	242,896	37	239,670	8	283,257	1	266,656
27	191	247,250	43	247,307	15	292,875		
28	179	253,499	32	252,153	16	297,333	2	279,916
29	182	259,947	42	254,583	13	307,888	4	290,680
30	186	269,352	39	266,831	6	316,299	1	290,368
31	158	277,510	24	269,029	15	325,406		
32	203	285,927	35	282,686	10	338,697	1	321,464
33	212	293,941	27	290,115	11	342,094		
34	207	303,215	29	296,100	10	351,010	2	312,468
35	183	308,484	34	304,415	8	365,456	1	341,744
36	193	315,878	34	311,059	14	371,412	2	316,992
37	192	320,723	23	314,252	8	379,522	1	364,736
38	175	333,194	36	320,139	8	374,252	3	360,776
39	168	338,374	36	332,964	7	389,346	1	381,784
40	159	345,692	44	338,495	8	397,527	3	366,531
41	139	354,711	34	350,535	6	391,865	5	390,106
42	131	356,741	25	355,912	4	416,000	4	391,744
43	135	363,819	23	360,465	7	423,176		
44	104	371,066	32	372,144	8	418,600	3	395,061
45	98	382,812	28	371,368	4	433,212	1	397,800
46	110	386,578	32	376,516	4	436,825	3	412,940
47	104	389,562	31	383,481	4	437,186	8	418,611
48	120	389,825	32	381,878	8	425,999	3	419,557
49	126	397,516	34	386,338	7	435,183	5	422,290
50	162	397,588	58	385,272	8	440,076	3	426,576
51	157	405,820	62	390,074	14	444,491	5	422,687
52	151	406,023	55	399,709	12	439,420	4	428,570
53	196	408,992	64	399,023	11	447,364	6	435,535
54	228	414,472	37	398,165	10	443,068	1	440,000
55	243	420,212	38	398,916	13	447,935	3	442,519
56	291	415,767	26	390,815	14	453,929	5	437,217
57	213	419,929	44	403,323	22	458,070	1	427,544
58	187	416,613	27	407,896	7	453,723	2	441,640
59	208	415,721	36	417,528	24	453,553	5	438,959
60以上	7	568,786						
総計	6,269	342,229	1,436	328,010	376	383,669	101	380,399
平均年齢	41.5 歳		40.3 歳		41.6 歳		43.3 歳	

(注) 給料月額には、給料の調整額、教職調整額、令和3年(2021年)4月1日及び令和4年(2022年)4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

給料表 区分 年齢	教育職給料表(5)		医療職給料表(1)		医療職給料表(2)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円
18						
19						
20						
21						
22	157	261,575			5	230,840
23	182	261,902			8	234,725
24	169	265,883			16	239,738
25	153	274,779			21	246,343
26	163	283,366			10	251,230
27	174	294,918			6	254,800
28	170	303,377			10	258,460
29	193	310,644			9	260,867
30	189	317,097			3	266,067
31	194	325,572			2	269,100
32	199	333,652			11	279,282
33	206	343,584			6	290,733
34	172	349,910			6	290,600
35	198	358,124			8	283,925
36	220	364,920			8	300,250
37	204	370,631			8	299,625
38	216	376,006			10	325,880
39	185	382,503			12	312,408
40	198	387,558			10	339,750
41	146	392,975			12	337,292
42	160	398,486			15	328,927
43	172	400,716			9	342,633
44	176	406,452	1	480,900	13	359,646
45	146	408,722	1	474,700	8	324,138
46	132	413,704			7	344,700
47	116	417,605			8	333,850
48	113	419,693			6	376,083
49	105	423,055	1	540,900	15	391,520
50	96	424,259	1	483,100	12	372,292
51	88	426,528			6	365,333
52	130	429,657			4	377,950
53	130	431,932			8	400,550
54	119	435,752			8	403,900
55	149	437,956			5	407,760
56	178	438,400			5	396,840
57	195	438,982			7	404,943
58	144	442,412	2	551,850	7	405,900
59	160	441,840			8	422,038
60以上			6	584,583		
総計	6,197	368,289	12	549,233	332	321,130
平均年齢	39.4 歳		57.3 歳		39.6 歳	

その2 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	4	189,900								
19	2	189,900								
20	5	197,460								
21	5	202,780								
22	87	223,164								
23	8	226,025	70	226,351						
24	12	236,617	96	232,248						
25	6	235,900	132	238,142						
26	2	241,400	142	242,917						
27	1	239,700	190	247,290						
28	3	242,500	88	248,759	88	258,615				
29	2	240,850	52	251,612	127	263,128				
30	1	245,600	31	255,513	144	269,806	1	289,100	9	310,200
31	3	243,467	19	259,021	121	276,536			15	315,593
32	2	248,100	18	264,172	158	282,820			25	324,256
33			18	267,922	155	288,265	1	301,700	38	329,216
34	1	246,200	22	272,786	130	294,482			54	337,693
35			15	278,807	122	299,043			46	343,200
36	1	254,700	20	285,250	112	304,790	2	314,750	58	348,945
37	1	255,900	20	283,630	110	308,638			61	355,739
38	1	263,000	13	285,331	82	313,894			79	361,991
39	1	251,600	20	294,250	73	321,855	1	336,600	69	366,759
40			8	298,613	75	325,387	8	341,488	65	368,778
41			7	294,729	50	330,202	10	344,650	61	374,236
42			8	299,500	48	332,367	10	356,060	55	376,631
43			1	300,400	50	333,688	17	358,218	55	382,429
44			1	297,900	32	337,172	19	363,679	39	387,305
45			2	309,350	24	346,646	17	369,206	34	391,485
46			4	317,825	22	347,214	17	371,659	41	395,129
47			4	314,025	23	350,039	18	374,428	33	398,809
48			2	317,300	28	351,864	27	377,359	38	400,889
49			3	325,333	28	363,686	33	377,533	32	403,197
50			1	279,200	37	365,778	50	380,850	38	407,458
51			4	305,475	34	368,203	34	382,118	33	409,727
52			1	311,100	36	370,881	36	384,186	37	412,246
53			5	309,500	51	373,214	44	385,955	39	414,038
54			2	318,100	66	376,318	42	386,900	49	415,682
55					57	379,530	51	388,206	48	416,673
56			1	312,200	87	380,840	55	388,480	60	417,547
57			1	329,400	46	381,530	52	388,325	42	416,598
58					59	383,485	42	388,207	25	416,956
59					69	384,888	49	389,465	34	417,921
60以上										
計	148	224,961	1,021	251,170	2,344	317,024	636	380,693	1,312	381,421
平均年齢	23.3 歳		28.6 歳		39.9 歳		52.0 歳		44.4 歳	

級 区分 年齢	6		7		8		合 計	
	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18							4	189,900
19							2	189,900
20							5	197,460
21							5	202,780
22							87	223,164
23							78	226,318
24							108	232,733
25							138	238,045
26							144	242,896
27							191	247,250
28							179	253,499
29	1	327,600					182	259,947
30							186	269,352
31							158	277,510
32							203	285,927
33							212	293,941
34							207	303,215
35							183	308,484
36							193	315,878
37							192	320,723
38							175	333,194
39	4	392,950					168	338,374
40	1	394,000			2	537,800	159	345,692
41	11	405,155					139	354,711
42	10	410,820					131	356,741
43	12	417,292					135	363,819
44	13	422,208					104	371,066
45	20	425,685	1	476,700			98	382,812
46	26	426,735					110	386,578
47	24	430,775	2	484,200			104	389,562
48	24	432,296	1	494,600			120	389,825
49	23	439,826	7	492,986			126	397,516
50	32	440,753	4	491,575			162	397,588
51	44	440,409	7	503,343	1	558,500	157	405,820
52	34	443,444	7	497,957			151	406,023
53	40	443,230	14	502,671	3	561,633	196	408,992
54	46	446,659	20	506,800	3	575,333	228	414,472
55	63	446,270	17	504,906	7	568,729	243	420,212
56	62	446,156	20	503,570	6	565,083	291	415,767
57	45	443,929	21	496,995	6	576,900	213	419,929
58	39	442,472	18	498,817	4	579,325	187	416,613
59	34	445,503	16	500,319	6	577,883	208	415,721
60以上					7	568,786	7	568,786
計	608	438,791	155	500,741	45	569,869	6,269	342,229
平均年齢	52.1	歳	54.9	歳	56.1	歳	41.5	歳

第4表 ラスパイレス指数

	令和6年(2024年)	令和5年(2023年)	令和4年(2022年)
神戸市	100.1	100.1	100.3
指定都市 の平均	99.8	99.9	99.7
指定都市中 の順位	11位	11位	9位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族内訳			
扶養 親族数	扶養手当 受給者数	配偶者	子		父母等
			右以外	特定期間にある子	
		3,000 円	13,500 円	5,000円 (加算額)	6,500 円
1 人	2,130 人	692 人	894 人	405 人	139 人
2 人	2,197	618	2,768	933	75
3 人	1,270	815	2,269	700	26
4 人	300	243	744	194	19
5 人	38	37	110	39	4
6 人	6	5	21	7	3
7 人	1	1	3	3	0
計	5,942	2,411	6,809	2,281	266
非支給者	8,781				
合計	14,723				

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第 6 表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
行政職	808	95,813	12,349
消防職	68	94,000	4,451
教育職(2)	26	75,958	5,252
教育職(3)	20	67,600	13,386
教育職(5)	534	69,513	5,990
医療職(1)	12	103,333	103,333
医療職(2)	20	89,000	5,361
合計	1,488	85,535	8,645

第 7 表 住居手当の支給状況

住居の種類 区分		持 家		賃 貸 住 宅		計
		市内	市外	市内	市外	
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	5,239 人		2,775 人	591 人	8,605 人
	非支給者	6,118				6,118
行政職 給料表	世帯主又はこれに準ずる者	2,120		1,175	328	3,623
	非支給者	2,646				2,646

【参考】定年の段階的な引上げにおける
給与条例附則第12項の適用を受ける職員・
暫定再任用職員・定年前再任用短時間勤務職員数

給料表	給与条例附則第12項 の適用を受ける職員 人	暫定再任用職員 人	定年前再任用 短時間勤務職員 人
行政職	186	532	20
消防職	37	114	2
教育職(2)	16	54	0
教育職(3)	2	2	0
教育職(5)	120	326	15
医療職(1)	0	0	0
医療職(2)	2	13	0
合計	363	1,041	37

(注) 給与条例附則第12項：当面の間、職員の給料月額、60歳（従来の定年年齢）に達した日後の最初の4月1日以後、当該職員の受ける級号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

第2部 民間給与等の実態

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査は、人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

(2) 調査期間

4月23日(水)～6月13日(金)

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和7年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、696事業所を対象とした。

(2) 事業所の抽出

(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、さらに給与の比較

の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に 168 事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、55 ページ第 8 表のとおりである。

（３） 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員数が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査結果の集計

- ① 調査実人員は、初任給関係で 501 人（うち事務・技術関係職種 446 人）、4 月分給与関係で 8,948 人（うち事務・技術関係職種 8,063 人）の計 9,449 人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 59,065 人（うち事務・技術関係職種 48,718 人）である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第8表 産業分類別、企業規模別調査事業所数

産業分類	全 規 模			
	企業規模		500人以上	100人以上500人未満
全 産 業	134 事業所	69 事業所	50 事業所	15 事業所
建設業	3	2	0	1
製造業	42	26	13	3
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	29	17	8	4
卸売業、小売業	14	6	7	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	12	7	5	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	34	11	17	6

- (注) 1 上記の他、調査実施に際し、企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2事業所、調査不能の事業所が32事業所あった。
- 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第9表 対応級表

規模 級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満
8	支店長、工場長	——
7	部長、部次長	支店長、工場長
6	課長	部長、部次長
5	課長代理、係長	課長
4	係長	課長代理
3	主任	係長
2	係員	主任
1		係員

- (注) 級とは、行政職給料表の職務の級である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模(100人以上)

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事	支 店 長	16	52.1	882,044	14,325	867,719	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	9	50.8	898,315	22,332	875,983	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	6	54.6	907,300	2,227	905,073	
務	中 学 卒	-	-	-	-	-	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	事 務 部 長	409	53.0	682,964	4,681	678,283	
	大 学 卒	341	52.8	697,974	3,659	694,315	
	短 大 卒	31	53.7	607,161	19,943	587,218	
技	高 校 卒	37	54.1	623,762	266	623,496	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 次 長	240	51.1	628,519	4,921	623,598	
	大 学 卒	200	50.6	638,547	3,314	635,233	
術	短 大 卒	16	51.5	586,703	4,263	582,440	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	高 校 卒	24	54.2	583,588	16,124	567,464	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	703	48.6	576,315	12,174	564,141	
関	大 学 卒	572	47.8	577,622	12,441	565,181	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	短 大 卒	48	51.7	545,922	17,532	528,390	
	高 校 卒	82	51.9	580,426	7,778	572,648	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
係	事 務 課 長 代 理	267	45.1	521,984	33,464	488,520	○係の長、係長等の職名を有する 者又は係長級専門職
	大 学 卒	223	44.6	524,739	32,656	492,083	
	短 大 卒	19	46.2	485,401	7,955	477,446	
	高 校 卒	25	50.1	525,630	65,518	460,112	
職	中 学 卒	-	-	-	-	-	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	事 務 係 長	501	45.2	491,125	80,333	410,792	
	大 学 卒	335	43.0	500,007	83,875	416,132	
	短 大 卒	73	49.2	438,668	52,756	385,912	
種	高 校 卒	89	50.1	495,830	87,724	408,106	○係長のいない事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	中 学 卒	4	52.6	582,694	120,220	462,474	
	事 務 主 任	530	42.4	427,414	60,868	366,546	
	大 学 卒	368	41.0	435,977	62,867	373,110	
種	短 大 卒	62	47.3	401,492	51,350	350,142	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	高 校 卒	99	45.0	408,599	59,030	349,569	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 係 員	2,527	39.0	371,034	47,319	323,715	
種	大 学 卒	1,739	35.6	370,320	49,176	321,144	
	短 大 卒	370	48.0	371,476	40,899	330,577	
	高 校 卒	404	46.0	372,886	43,672	329,214	
	中 学 卒	14	45.2	405,573	83,247	322,326	

(注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び令和7年4月分平均給与支給額の欄を「*」としている。

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事	工場長	7	54.2	749,262	927	748,335	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	5	53.2	779,246	1,231	778,015	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	57.0	657,895	0	657,895	
務	中学校卒	-	-	-	-	-	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	技術部長	168	53.1	775,158	9,256	765,902	
	大学卒	138	52.8	778,832	11,367	767,465	
	短大卒	14	53.9	790,595	85	790,510	
技	高校卒	16	55.0	729,725	0	729,725	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	83	50.8	651,167	2,302	648,865	
	大学卒	75	50.5	649,060	462	648,598	
術	短大卒	5	51.1	652,433	23,024	629,409	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	高校卒	3	56.9	703,116	5,330	697,786	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	408	48.1	629,490	8,037	621,453	
関	大学卒	334	47.6	632,064	7,235	624,829	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	短大卒	26	50.0	639,537	22,666	616,871	
	高校卒	46	50.7	604,073	5,357	598,716	
	中学校卒	2	50.0	574,861	0	574,861	
係	技術課長代理	167	47.0	599,363	28,843	570,520	○係の長、係長等の職名を有する 者又は係長級専門職
	大学卒	137	46.2	594,000	21,352	572,648	
	短大卒	10	48.7	602,471	24,434	578,037	
	高校卒	20	51.7	636,527	85,633	550,894	
職	中学校卒	-	-	-	-	-	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	技術係長	254	46.9	549,545	110,492	439,053	
	大学卒	174	46.2	546,074	109,960	436,114	
	短大卒	11	46.8	563,647	126,861	436,786	
種	高校卒	69	49.1	557,993	108,520	449,473	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	205	45.9	462,860	53,378	409,482	
	大学卒	132	46.9	451,753	38,310	413,443	
	短大卒	12	50.3	464,107	41,567	422,540	
	高校卒	61	42.2	491,877	96,007	395,870	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	1,302	42.4	446,458	75,331	371,127	
	大学卒	725	39.9	457,949	80,664	377,285	
	短大卒	124	42.2	435,953	85,638	350,315	
	高校卒	444	46.9	429,654	64,221	365,433	
	中学校卒	9	49.9	397,760	57,987	339,773	

(2) 企業規模500人以上

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事業 ・ 技術 関 係 職 種	支 店 長	16	52.1	882,044	14,325	867,719	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	9	50.8	898,315	22,332	875,983	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	6	54.6	907,300	2,227	905,073	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	事 務 部 長	283	52.5	736,556	1,431	735,125	
	大 学 卒	248	52.4	742,714	1,495	741,219	
	短 大 卒	17	52.4	688,324	1,956	686,368	
	高 校 卒	18	53.7	692,784	0	692,784	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職 (部長―課長間)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 次 長	170	50.7	676,138	2,332	673,806	
	大 学 卒	151	50.5	675,434	1,992	673,442	
	短 大 卒	9	51.9	617,074	3,062	614,012	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	高 校 卒	10	53.2	724,773	6,026	718,747	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	512	48.8	601,890	6,452	595,438	
	大 学 卒	432	48.0	598,822	6,321	592,501	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職 (課長―係長間)
	短 大 卒	32	53.0	573,643	11,021	562,622	
	高 校 卒	47	53.0	639,123	5,010	634,113	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 課 長 代 理	192	44.8	535,787	25,901	509,886	○係の長、係長等の職名を有する 者又は係長級専門職
	大 学 卒	164	44.6	539,007	24,850	514,157	
	短 大 卒	12	42.8	502,811	2,225	500,586	
	高 校 卒	16	50.5	523,521	64,587	458,934	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長―係員間)
	事 務 係 長	351	44.9	525,098	94,015	431,083	
	大 学 卒	246	43.1	529,932	95,142	434,790	
	短 大 卒	37	49.6	466,271	54,052	412,219	
	高 校 卒	65	49.4	528,363	107,027	421,336	○係長のいない事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長―係員間)
	中 学 卒	3	50.6	661,017	152,029	508,988	
	事 務 主 任	327	43.6	470,028	87,057	382,971	
	大 学 卒	218	42.6	484,478	92,888	391,590	
	短 大 卒	37	46.9	434,492	62,079	372,413	○係長のいない事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長―係員間)
	高 校 卒	71	45.2	442,016	82,221	359,795	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 係 員	1,745	39.5	389,544	54,765	334,779	
	大 学 卒	1,193	35.9	386,206	57,076	329,130	○係長のいない事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長―係員間)
	短 大 卒	238	48.7	397,200	45,297	351,903	
	高 校 卒	302	47.2	396,704	51,060	345,644	
	中 学 卒	12	45.6	420,518	106,207	314,311	

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事業 ・ 技術 関係 係 職 種	工場長	6	54.2	790,695	1,180	789,515	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	4	52.9	851,608	1,721	849,887	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	57.0	657,895	0	657,895	
	中学校卒	-	-	-	-	-	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	技術部長	159	53.1	784,312	8,520	775,792	
	大学卒	133	52.8	783,540	10,234	773,306	
	短大卒	13	54.2	809,626	72	809,554	
	高校卒	13	55.2	764,129	0	764,129	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長―課長間)
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	76	50.7	655,588	226	655,362	
	大学卒	71	50.6	653,101	244	652,857	
	短大卒	4	52.8	678,675	0	678,675	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	374	48.2	643,235	6,679	636,556	
	大学卒	314	47.8	642,266	6,221	636,045	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	短大卒	24	49.7	654,207	21,016	633,191	
	高校卒	36	51.1	644,331	68	644,263	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	156	46.9	598,327	22,747	575,580	○係の長、係長等の職名を有する 者又は係長級専門職
	大学卒	133	46.2	593,940	19,328	574,612	
	短大卒	8	48.6	593,402	47	593,355	
	高校卒	15	52.8	641,905	68,146	573,759	
	中学校卒	-	-	-	-	-	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	技術係長	222	47.5	555,918	109,181	446,737	
	大学卒	156	46.9	551,111	108,953	442,158	
	短大卒	8	47.6	582,924	145,116	437,808	
	高校卒	58	49.9	567,805	102,042	465,763	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	169	47.0	470,808	48,197	422,611	
	大学卒	106	48.7	459,426	30,948	428,478	
	短大卒	6	53.9	496,221	23,926	472,295	
	高校卒	57	41.8	493,921	92,925	400,996	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	1,070	43.1	458,394	77,569	380,825	
	大学卒	620	40.2	467,518	83,229	384,289	
	短大卒	82	44.0	454,013	83,996	370,017	
	高校卒	362	48.0	443,483	66,344	377,139	
	中学校卒	6	51.3	415,511	63,064	352,447	

(3) 企業規模100人以上500人未満

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事業 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	事 務 部 長	126	53.8	608,543	9,195	599,348	
	大 学 卒	93	53.6	622,478	7,311	615,167	
	短 大 卒	14	54.6	553,121	31,919	521,202	
	高 校 卒	19	54.3	586,082	412	585,670	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職 (部長―課長間)
	事 務 部 次 長	70	51.9	534,789	10,018	524,771	
	大 学 卒	49	51.1	544,933	6,667	538,266	
	短 大 卒	7	51.0	557,731	5,408	552,323	
	高 校 卒	14	54.9	492,452	22,642	469,810	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	事 務 課 長	191	48.2	524,917	23,672	501,245	
	大 学 卒	140	47.4	528,786	26,539	502,247	
	短 大 卒	16	49.9	506,736	26,736	480,000	
	高 校 卒	35	50.8	517,817	10,730	507,087	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職 (課長―係長間)
	事 務 課 長 代 理	75	45.8	490,659	50,627	440,032	
	大 学 卒	59	44.5	488,886	52,269	436,617	
	短 大 卒	7	51.5	458,891	16,679	442,212	
	高 校 卒	9	49.7	528,184	66,646	461,538	○係の長、係長等の職名を有する 者又は係長級専門職
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 長	150	45.8	427,004	54,511	372,493	
	大 学 卒	89	42.9	430,684	57,774	372,910	
	短 大 卒	36	49.0	419,324	51,848	367,476	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長―係員間)
	高 校 卒	24	51.6	428,373	47,700	380,673	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 主 任	203	41.0	377,643	30,280	347,363	
	大 学 卒	150	39.3	384,796	31,188	353,608	
	短 大 卒	25	47.8	360,602	38,057	322,545	
	高 校 卒	28	44.6	351,158	19,165	331,993	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 員	782	37.9	328,677	30,280	298,397	
	大 学 卒	546	35.0	334,186	31,204	302,982	
	短 大 卒	132	46.4	320,085	32,114	287,971	
	高 校 卒	102	42.6	309,011	23,860	285,151	
	中 学 卒	2	43.6	351,388	0	351,388	

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事	工場長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
務	技術部長	9	52.8	651,046	19,226	631,820	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	5	52.5	684,765	34,015	650,750	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	54.3	616,308	0	616,308	
・	技術部次長	7	51.5	608,210	22,473	585,737	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	4	49.9	583,313	4,003	579,310	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	2	59.0	690,197	7,197	683,000	
技	技術課長	34	46.6	463,555	24,433	439,122	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	20	44.2	455,490	24,802	430,688	
	短大卒	2	53.0	456,933	43,211	413,722	
	高校卒	10	49.3	459,148	24,398	434,750	
術	技術課長代理	11	47.5	615,865	125,884	489,981	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	4	45.8	596,258	96,847	499,411	
	短大卒	2	49.0	646,785	143,597	503,188	
	高校卒	5	48.4	619,182	142,028	477,154	
関	技術係長	32	41.8	498,493	120,987	377,506	○係の長、係長等の職名を有する 者又は係長級専門職
	大学卒	18	39.3	492,829	120,616	372,213	
	短大卒	3	43.8	486,440	53,745	432,695	
	高校卒	11	45.5	511,194	139,418	371,776	
係	技術主任	36	40.0	417,816	82,745	335,071	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	26	37.4	411,136	77,283	333,853	
	短大卒	6	45.0	416,416	67,765	348,651	
	高校卒	4	48.8	462,699	140,000	322,699	
職	技術係員	232	36.3	330,045	53,511	276,534	
	大学卒	105	35.8	329,781	46,313	283,468	
	短大卒	42	35.7	369,962	91,634	278,328	
	高校卒	82	37.0	314,775	46,579	268,196	
種	中学卒	3	42.4	296,927	29,149	267,778	
	中学卒						

(4) 【参考】企業規模50人以上100人未満

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)－(B)	
事業 ・ 技術 ・ 関係 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	事 務 部 長	2	57.5	519,945	0	519,945	
	大 学 卒	2	57.5	519,945	0	519,945	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	事 務 部 次 長	1	*	*	*	*	
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	事 務 課 長	7	44.7	483,639	8,115	475,524	
	大 学 卒	6	47.2	511,746	9,467	502,279	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	○係の長、係長等の職名を有する 者又は係長級専門職
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 長	8	48.1	324,063	9,563	314,500	
	大 学 卒	5	48.6	336,100	7,600	328,500	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	47.3	304,000	12,833	291,167	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 主 任	12	39.1	307,786	18,953	288,833	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大 学 卒	9	38.9	314,502	25,270	289,232	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	40.0	270,455	0	270,455	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	109	46.3	345,018	31,366	313,652	
	大 学 卒	36	40.7	415,236	25,233	390,003	
	短 大 卒	30	46.4	366,427	22,908	343,519	
	高 校 卒	43	49.6	287,680	40,417	247,263	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)－(B)	
事業 ・ 技術 関係 係 職 種	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	3	51.0	441,667	0	441,667	○構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長(取締役兼任者を除く) ○職責が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	2	49.5	452,500	0	452,500	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	技術部次長	-	-	-	-	-	○前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	4	47.0	421,800	0	421,800	○構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	2	47.5	376,250	0	376,250	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	15	50.3	347,306	246	347,060	○係の長、係長等の職名を有する者又は係長級専門職
	大学卒	10	49.2	349,820	370	349,450	
	短大卒	2	50.0	365,750	0	365,750	
	高校卒	3	54.0	326,633	0	326,633	
	技術主任	12	43.9	333,990	19,140	314,850	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	6	44.8	318,123	23,073	295,050	
	短大卒	4	42.5	347,625	0	347,625	
	高校卒	2	44.0	354,323	45,623	308,700	
	技術係員	103	39.9	365,526	29,129	336,397	
	大学卒	64	39.5	404,415	33,151	371,264	
	短大卒	23	39.7	278,523	9,465	269,058	
	高校卒	16	42.2	362,409	47,764	314,645	

その2 比較対象外職種
全規模（100人以上）

職種名		調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和7年4月平均支給額(円)			備 考
				きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
関 係 ・ 職 務 種 別	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	外国語の電話交換手及び見習は除く
	自 家 用 乗 用 手	-	-	-	-	-	
	自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛 員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	47.0	1,054,832	618	1,054,214	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 構成員7人以上の研究組織又は2研究 グループ以上の長 構成員3人以上の研究グループの長 下記研究員より上位の者(研究所長、 研究部(課)長、研究室(係)長を除く)
	研 究 部 (課) 長	60	46.7	606,290	219	606,071	
	研 究 室 (係) 長	39	43.6	499,153	29,701	469,452	
	主 任 研 究 員	97	41.6	477,651	27,172	450,479	
	研 究 員	174	31.7	364,596	39,296	325,300	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長を直接補佐する者又は部 下に医師・歯科医師5人以上を有する 分院長、診療所長 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	2	61.5	1,535,962	284,412	1,251,550	
	医 科 長	15	57.2	1,139,915	224,633	915,282	
	医 科 医 師	28	44.7	1,004,935	312,978	691,957	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬 局 長	4	47.3	499,441	40,685	458,756	
	薬 剤 師	30	39.0	400,452	62,839	337,613	
	診 療 放 射 線 技 師	34	43.1	402,035	56,289	345,746	
	臨 床 検 査 技 師	36	44.5	362,698	33,972	328,726	
	栄 養 士	15	38.1	312,945	15,441	297,504	
職 種	理 学 療 法 士	37	33.5	306,604	22,104	284,500	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	作 業 療 法 士	22	32.5	281,019	12,968	268,051	
	総 看 護 師 長	2	58.5	546,825	37,500	509,325	
	看 護 師 長	29	51.1	488,339	67,269	421,070	
	看 護 師	97	36.3	412,208	77,812	334,396	
	准 看 護 師	6	48.0	379,710	14,682	365,028	
教 育 関 係 職 種	大 学 長 ・ 副 学 長 ・ 長	7	61.0	696,586	0	696,586	
	学 部 教 授	50	59.0	614,693	47	614,646	
	准 教 授	35	50.7	505,805	67	505,738	
	講 師	12	46.8	461,642	0	461,642	
	学 助 教	5	40.8	424,040	0	424,040	
	高 校 教 長	-	-	-	-	-	
	教 頭	-	-	-	-	-	
海 事 関 係 職 種	校 教 諭	-	-	-	-	-	
	船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	
職 種	甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-	

第 1 1 表 民間における学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

	大学卒	短大・高専卒	高校卒
規模計(100人以上)	243,222	219,445	202,925
500人以上	251,512	226,951	209,128
100人以上500人未満	226,239	203,433	194,421
【参考】50人以上100人未満	215,357	197,897	181,962

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均したものである。

2 職員の場合、現行の地域手当を含む初任給月額、大学卒 251,888円、短大卒 224,448円、高校卒 212,688円である。

第 1 2 表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計(100人以上)	31.3	65.0	35.0	0.0	68.7
	500人以上	27.6	78.2	21.8	0.0	72.4
	100人以上500人未満	39.0	45.9	54.1	0.0	61.0
	【参考】50人以上100人未満	30.2	22.2	77.8	0.0	69.8
高校卒	規模計(100人以上)	14.5	88.2	11.8	0.0	85.5
	500人以上	16.9	100.0	0.0	0.0	83.1
	100人以上500人未満	9.5	45.2	54.8	0.0	90.5
	【参考】50人以上100人未満	70.5	9.5	81.0	9.5	29.5

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第 1 3 表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	規模計(100人以上)	71.3	4.6	1.3	22.8
	500人以上	79.1	5.5	2.3	13.1
	100人以上500人未満	61.0	3.3	0.0	35.7
	【参考】50人以上100人未満	58.6	0.0	0.0	41.4
課長級	規模計(100人以上)	61.7	5.2	0.0	33.1
	500人以上	65.4	6.6	0.0	28.0
	100人以上500人未満	56.7	3.4	0.0	39.9
	【参考】50人以上100人未満	43.1	0.0	0.0	56.9

第 14 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

係員		課長級		部長級	
一定率(額) 分	考課査定分	一定率(額) 分	考課査定分	一定率(額) 分	考課査定分
54.7	45.3	53.0	47.0	52.0	48.0

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

✓ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、

④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)

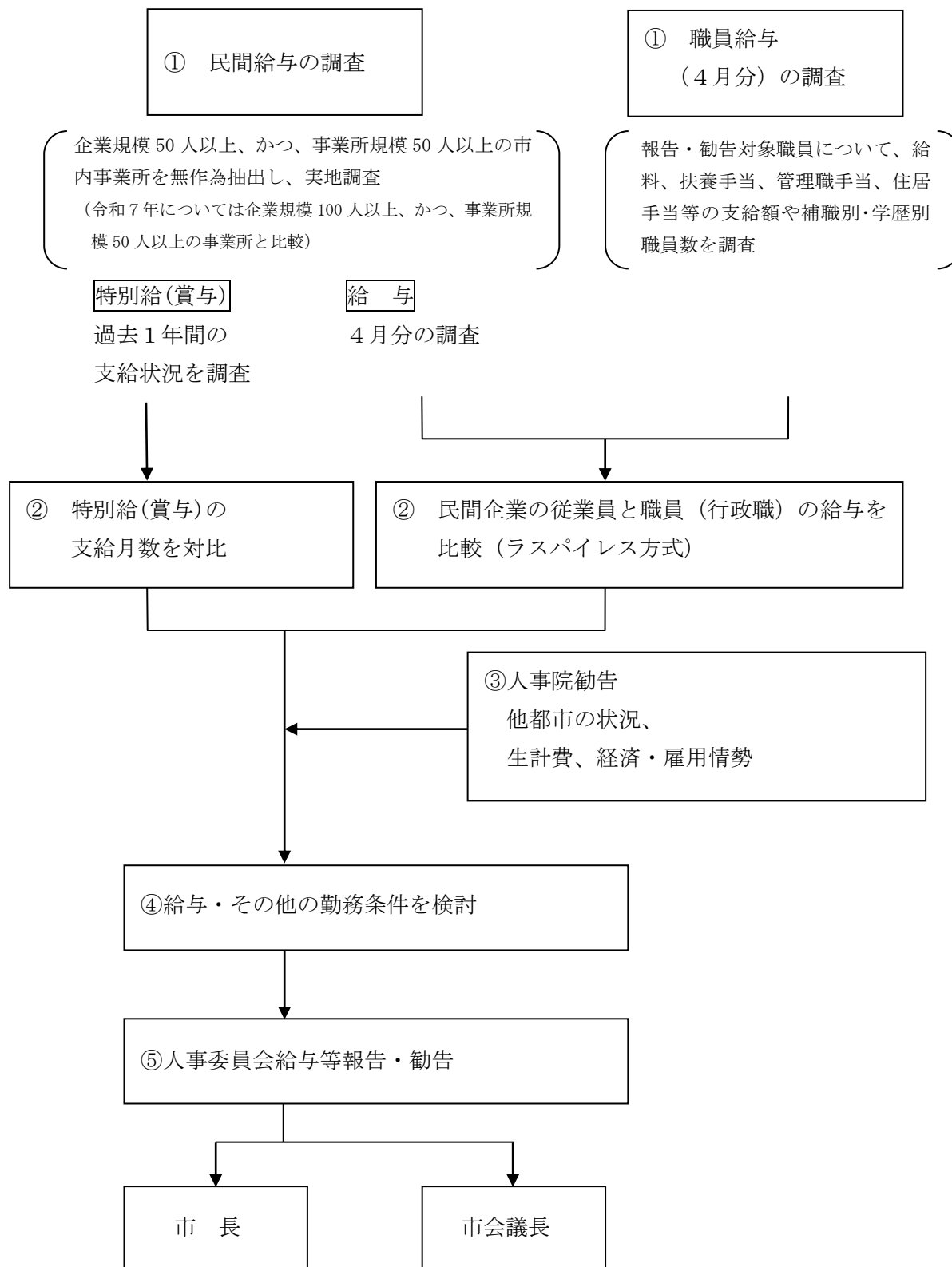
② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ

③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

(参考) 給与等報告・勧告の手順



民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあっては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあってはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の４月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、55 ページ第 9 表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年４月の新規採用者を除いて比較している。

